

第3期葛飾区高齢者虐待防止計画
(平成24年度～平成26年度)

(素案)

目 次

第 1 部	第 3 期計画策定について	1
第 1 章	計画策定の趣旨	1
第 2 章	計画の位置づけ	2
第 3 章	計画期間	3
第 4 章	計画の理念	4
第 2 部	計画の考え方	5
第 1 章	高齢者虐待の実態	5
(1)	高齢者虐待の概要	5
(2)	被虐待者(虐待を受けた高齢者)の概要	8
(3)	主な虐待者の概要	12
第 2 章	葛飾区の状況	16
(1)	高齢者人口の推移	16
(2)	葛飾区の介護者の状況	18
第 3 章	施策推進の目標	20
(1)	虐待の予防に取り組む	20
(2)	早期発見・相談体制を充実させる	20
(3)	高齢者の安全・安心を確保する	21
(4)	養護者等を支援する	21
(5)	チームアプローチを強化する	22
第 4 章	施策の体系	23
第 3 部	計画の具体的な推進	26
第 1 章	施策の方向性と事業	26
第 2 章	施策推進のための組織の運営と役割	26
(1)	高齢者虐待防止ネットワーク	26
①	早期発見・見守りネットワーク	26
②	保健医療福祉サービス介入ネットワーク	27
③	関係専門機関介入支援ネットワーク	27
(2)	高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会	27
(3)	高齢者虐待防止ネットワーク庁内連絡会	27
(4)	地域包括支援センター	27
(5)	権利擁護センターかつしか(しっかりサポート)	30
(6)	警察署	30
(7)	民生委員・児童委員	30
第 3 章	区の役割と高齢者虐待防止事業	30
(1)	区の役割	30
①	第 6 条(相談、指導及び助言)	30
②	第 9 条第 1 項(通報等を受けた場合の措置)	31

③第9条第2項（措置・一時保護、審判請求）	31
④第10条（居室の確保）	32
⑤第11条（立入調査）	32
⑥第12条（警察署長に対する援助要請等）	33
⑦第13条（面会の制限）	33
⑧第14条（養護者の支援）	33
⑨第15条（専門的に従事する職員の確保）	34
⑩第16条（連携協力体制）	34
⑪第18条（周知）	34
(2) 高齢者虐待防止事業	35
①虐待の予防に取り組む	35
(a) 講演会等の開催による普及啓発	35
(b) 先進的介護予防事業による認知症予防の取り組み	35
(c) キャラバンメイトの活用・認知症サポーターの養成	37
②早期発見・相談体制を充実させる	37
(a) ネットワーク関係者への研修	37
③高齢者の安全・安心を確保する	37
(a) シェルターの設置	37
(b) 養護老人ホームへの緊急入所措置	38
(c) やむを得ない措置	38
④養護者等を支援する	38
(a) 一時介護事業の実施	39
(b) ショートステイ事業の実施	39
(c) 夜間対応型訪問介護・随時訪問介護	39
(d) 心のケア事業の実施	40
(e) 24時間電話相談の実施	40
⑤チームアプローチを強化する	40
(a) 高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会の開催	40
(b) 地域ケア会議の実施	41
(c) 研修会・事例検討会	41
第4部 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等	42
第1章 養介護施設従事者による高齢者虐待の実態	42
(1) 高齢者虐待の概要	42
(2) 虐待のあった養介護施設および従事者の概要	43
第2章 養介護施設従事者等による高齢者虐待防止等のための措置	44
第3章 養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等	44
第4章 養介護施設等の適正な運営の確保のための取組み	45
第5部 資料編	46

1	地域包括支援センター担当地域一覧	46
2	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律	48
3	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則	57
4	葛飾区高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会設置要綱	59
5	高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会委員	61
6	葛飾区高齢者虐待防止ネットワーク庁内連絡会設置要綱	62
7	葛飾区高齢者虐待防止ネットワーク庁内連絡会メンバー表	64

第1部 第3期計画策定について

第1章 計画策定の趣旨

高齢者虐待は、高齢者の人権を侵害する深刻な問題です。

葛飾区の虐待相談件数は、20年度は37件、21年度は60件、22年度は52件となっています。その背景にある高齢者と養護者を取り巻く環境の変化や、養護者自身が抱える問題の多様化が課題となっております。

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号 以下「高齢者虐待防止、養護者支援法」という。）は平成18年4月に施行されてから、6年が過ぎます。

高齢者虐待防止、養護者支援法は、国および地方公共団体の責務や市町村の役割が明記され、高齢者虐待の早期発見・早期対応を図るとともに、養護者の支援を行いその負担の軽減を図ることとしています。

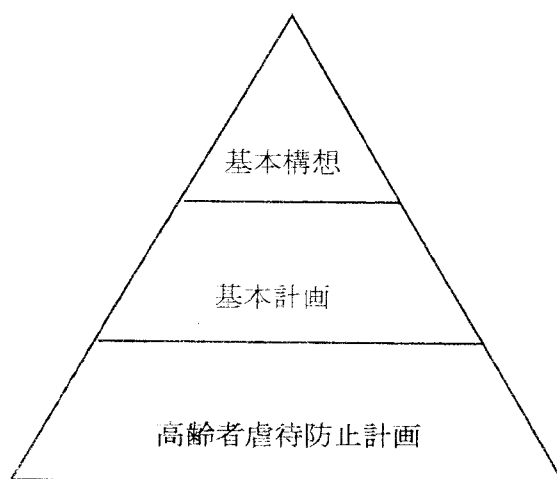
また、介護保険法では区市町村が地域支援事業において、「被保険者に対する虐待の防止およびその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業」を実施することを義務付けています。

葛飾区では、平成19年3月より、「葛飾区高齢者虐待防止計画」を策定し、高齢者虐待の早期発見、早期対応、養護者支援の体制の整備に努めてきました。

この度の第3期（平成24年度から26年度まで）では、第2期計画の事業実績を踏まえ、特に高齢者虐待の予防に関する事業や、虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護および養護者に対する支援をより一層進め、高齢者の一人ひとりの尊厳が尊重されるように、計画を策定するものです。

第2章 計画の位置づけ

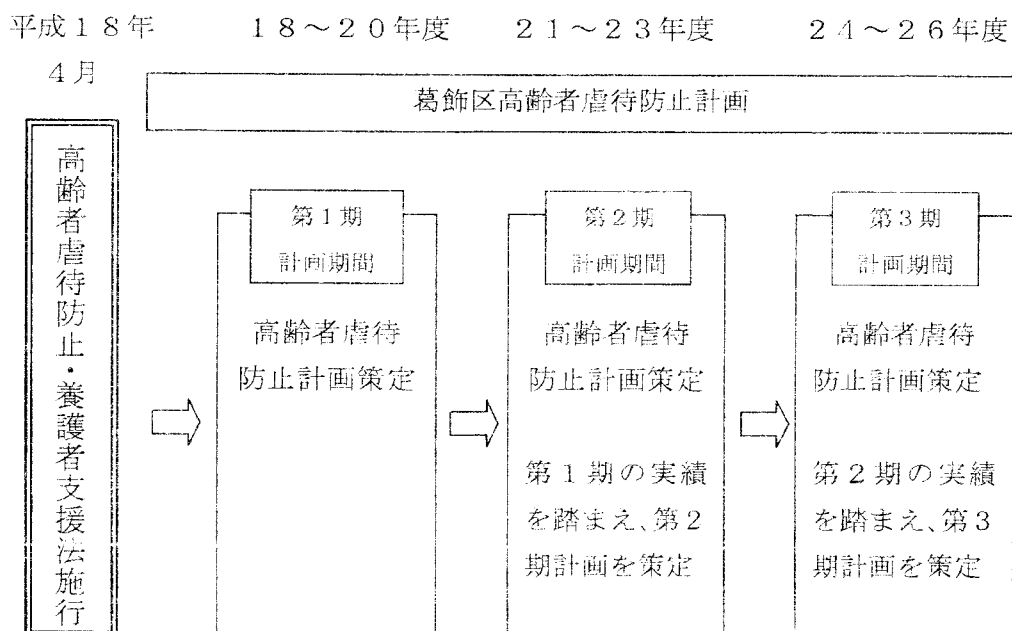
本計画は、葛飾区基本計画に基づく個別計画であって、高齢者虐待防止、養護者支援法を具体化させ、関係機関との連携を推進し、葛飾区の取り組みを明らかにするとともに、積極的な行動指針となるよう策定するものです。



第3章 計画期間

第3期の高齢者虐待防止計画は、平成24年度から平成26年度の計画期間とし、3年ごとに見直しを行います。

計画期間



第4章 計画の理念

高齢者が安心して生活できる
「虐待ゼロ」の地域社会づくりを
めざします。

資料について、厚生労働省H22 調査結果がまだ発表されていないため空欄となっている。また、文章内のデータについても最新調査結果に書き換える予定。

第2部 計画の考え方

第1章 高齢者虐待の実態

厚生労働省発表の「平成21年度高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援などに関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」（平成22年1月22日発表）によると、平成21年度の高齢者虐待に関する相談・通報の総数は、23,404件です。

そのうち葛飾区における平成21年度の高齢者虐待に関する相談・通報は、60件でした。

（1）高齢者虐待の概要

①相談・通報者

通報の割合は、全国・葛飾区ともに介護支援専門員、介護保険事業所職員が41.2%と最も多く、全国では次に家族・親族11.6%、本人10.9%となっています。葛飾区では、平成21年度は虐待者自身が11.9%、22年度は家族・親族からの通報が多く21.3%となっています。

相談・通報者

全国

	21年度		22年度	
	件数	割合	件数	割合
介護支援専門員 介護保険事業所職員	10,346	41.2%		
近隣住民・知人	1,318	5.2%		
民生委員	1,856	7.4%		
被虐待者本人	2,728	10.9%		
家族・親族	2,908	11.6%		
虐待者自身	417	1.7%		
当該行政職員 (担当部署除く)	1,679	6.7%		
警察	1,734	6.9%		
その他	2,041	8.1%		
不明	113	0.4%		
合計	25,140	100.0%		
実相談件数	23,404			

葛飾区

	21年度				22年度			
	包括	区	合計		包括	区	合計	
	件数	件数	合計件数	割合	件数	件数	合計件数	割合
介護支援専門員 介護保険事業所職員	20	11	31	36.9%	20	2	22	29.3%
近隣住民・知人	1	6	7	8.3%	7	2	9	12.0%
民生委員	1	0	1	1.2%	3	0	3	4.0%
被虐待者本人	4	5	9	10.7%	1	7	8	10.7%
家族・親族	3	4	7	8.3%	7	9	16	21.3%
虐待者自身	9	1	10	11.9%	2	0	2	2.7%
当該行政職員 (担当部署除く)	8	1	9	10.7%	4	2	6	8.0%
警察	1	3	4	4.8%	0	0	0	0.0%
医療機関	2	1	3	3.6%	1	5	6	8.0%
その他	2	1	3	3.6%	1	2	3	4.0%
合計	51	33	84	100.0%	46	29	75	100.0%
実相談件数	60				52			

※小数点第2位以下は四捨五入。

※相談・通報者は重複して計上している。

②虐待の内容

虐待の内容は、全国、葛飾区ともに外傷を負わせるような暴行などの身体的虐待、著しい暴言や拒否的な対応など心理的虐待が多くなっています。

また、葛飾区の調査では心理的虐待は、身体的虐待や経済的虐待と重複しているケースが多いことも分かりました。

虐待の内容
全国

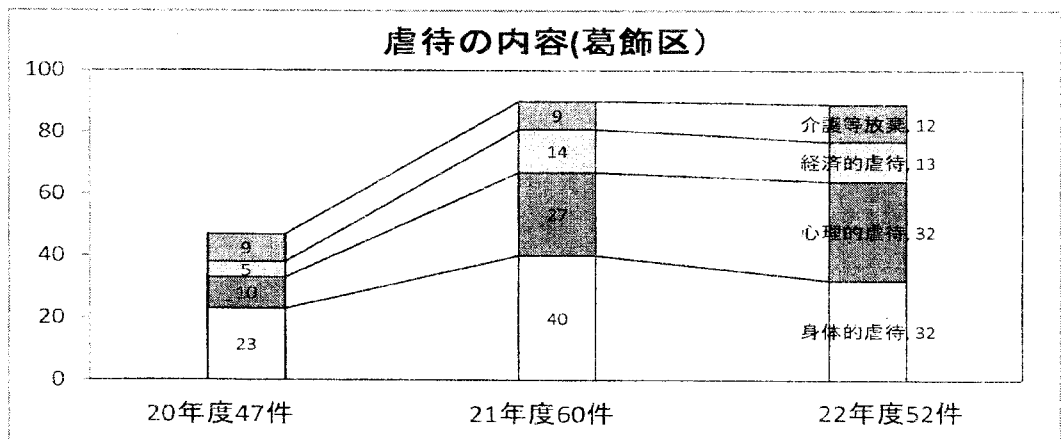
	20年度		21年度		22年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
身体的虐待	9,467	41.0%	9,919	41.3%		
心理的虐待	5,651	24.5%	5,960	24.8%		
性的虐待	116	0.5%	96	0.4%		
経済的虐待	3,828	16.6%	4,072	16.9%		
介護等放棄	4,020	17.4%	3,984	16.6%		
合計	23,082	100%	24,031	100.0%		
虐待判断件数	14,889		15,615			

葛飾区

	20年度		21年度		22年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
身体的虐待	23	48.9%	40	44.4%	32	36.0%
心理的虐待	10	21.3%	27	30.0%	32	36.0%
性的虐待	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
経済的虐待	5	10.6%	14	15.6%	13	14.6%
介護等放棄	9	19.1%	9	10.0%	12	13.5%
合計	47	100.0%	90	100.0%	89	100.0%
虐待判断件数	37		60		52	

※小数点第2位以下は四捨五入。

※種別は重複して計上している。



(2) 被虐待者(虐待を受けた高齢者)の概要

①被虐待者の性別

被虐待者のうち、「女性」が占める割合が高く、特に葛飾区では、全国よりも高い割合になっています。

被虐待者の性別

全国

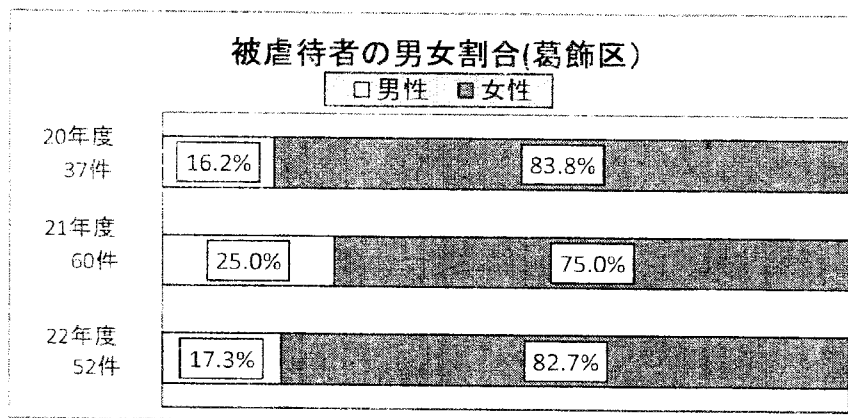
	20年度		21年度		22年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
男性	3,382	22.1%	3,625	22.7%		
女性	11,899	77.8%	12,371	77.3%		
不明	12	0.1%	6	0.0%		
合計(人)	15,293	100.0%	16,002	100.0%		
虐待判断件数	14,889		15,615			

※1件の事例に対し虐待者が複数の場合も含む。

葛飾区

	20年度		21年度		22年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
男性	6	16.2%	15	25.0%	9	17.3%
女性	31	83.8%	45	75.0%	43	82.7%
合計(人)	37	100.0%	60	100.0%	52	100.0%
虐待判断件数	37		60		52	

※小数点第2位以下は四捨五入。



②被虐待者の年齢層

年齢層の割合では、80歳～89歳が全国、葛飾区ともに全体のほぼ半数を占めています。

被虐待者の年齢層
全国

	20年度		21年度		22年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
65～69歳	1,552	10.1%	1,616	10.1%		
70～79歳	5,663	37.0%	5,898	36.9%		
80～89歳	6,380	41.7%	6,758	42.2%		
90歳以上	1,527	10.0%	1,604	10.0%		
不明	171	1.1%	126	0.8%		
合計(人)	15,293	100.0%	16,002	100.0%		
虐待判断件数	14,889		15,615			

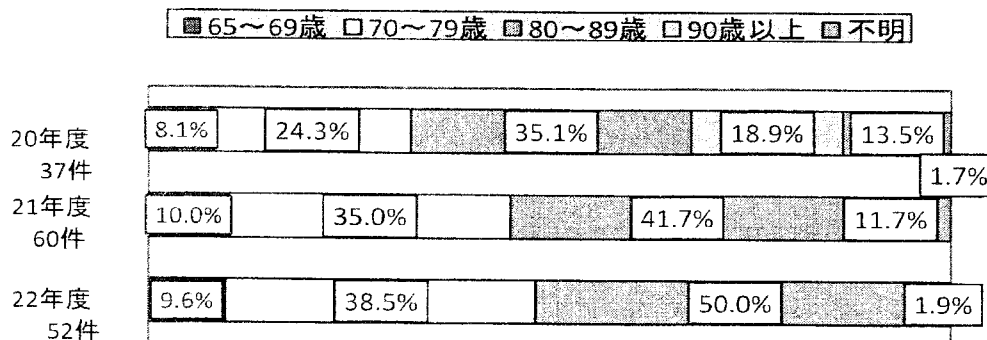
※重複して計上している。

葛飾区

	20年度		21年度		22年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
65～69歳	3	8.1%	6	10.0%	5	9.6%
70～79歳	9	24.3%	21	35.0%	20	38.5%
80～89歳	13	35.1%	25	41.7%	26	50.0%
90歳以上	7	18.9%	7	11.7%	1	1.9%
不明	5	13.5%	1	1.7%	0	0.0%
合計(人)	37	100.0%	60	100.0%	52	100.0%
虐待判断件数	37		60		52	

※小数点第2位以下は四捨五入。

被虐待者の年齢(葛飾区)



③被虐待者の介護度別認定者、認知症日常生活自立度

要介護度では、平成 21 年度を見ると要介護 2 以上の高齢者は全国が 63%、葛飾区が 78.8%、日常生活自立度がⅡ以上の高齢者が全国で 62.2%、葛飾区では 54.6%となっており、要介護度や、認知症と虐待の関連が表れています。

虐待者の介護度別認定者

全国

	20年度		21年度		22年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
要支援1	741	7.7%	850	7.7%		
要支援2	1,032	9.9%	1,019	9.3%		
要介護1	1,978	19.0%	2,151	19.6%		
要介護2	2,030	19.5%	2,244	20.5%		
要介護3	2,248	21.5%	2,180	19.9%		
要介護4	1,534	14.7%	1,549	14.1%		
要介護5	825	7.9%	929	8.5%		
不明	46	0.4%	50	0.5%		
合計	10,434	100.0%	10,972	100.0%		

葛飾区

	20年度		21年度		22年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
要支援1	0	0.0%	1	3.0%	0	0.0%
要支援2	1	4.8%	1	3.0%	1	4.2%
要介護1	2	9.5%	5	15.2%	5	20.8%
要介護2	8	38.1%	10	30.3%	7	29.2%
要介護3	3	14.3%	5	15.2%	6	25.0%
要介護4	5	23.8%	7	21.2%	1	4.2%
要介護5	2	9.5%	4	12.1%	4	16.7%
合計	21	100.0%	33	100.0%	24	100.0%
虐待判断件数	37		60		52	

被虐待者の介護度別認定者の認知症日常生活自立度
全国

	20年度		21年度		22年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
自立・認知症なし	1,640	15.7%	1,642	15.0%		
自立度Ⅰ	1,612	15.4%	1,803	16.4%		
自立度Ⅱ	2,906	27.9%	3,186	29.0%		
自立度Ⅲ	2,243	21.5%	2,567	23.4%		
自立度Ⅳ	807	7.7%	857	7.8%		
自立度M	247	2.4%	222	2.0%		
認知症あるが自立度不明	688	6.6%	483	4.4%		
認知症の有無が不明	291	2.8%	212	1.9%		
合計	10,434	100.0%	10,972	100.0%		

葛飾区

	20年度		21年度		22年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
自立・認知症なし	3	14.3%	11	33.3%	2	8.3%
自立度Ⅰ	6	28.6%	4	12.1%	4	16.7%
自立度Ⅱ	3	14.3%	9	27.3%	7	29.2%
自立度Ⅲ	7	33.3%	5	15.2%	5	20.8%
自立度Ⅳ	2	9.5%	3	9.1%	5	20.8%
自立度M	0	0.0%	1	3.0%	1	4.2%
合計	21	100.0%	33	100.0%	24	100.0%
虐待判断件数	37		60		52	

※小数点第2位以下は四捨五入。

(参考) 認知症高齢者の日常生活自立度

ランク	判定基準
Ⅰ	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内および社会的にほぼ自立している。
Ⅱ	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
Ⅲ	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られ、介護を必要とする。
Ⅳ	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
M	著しい精神症状や周辺症状あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。

(3) 主な虐待者の概要

①虐待者との同居・別居

虐待者については、同居の割合が全国、葛飾区ともに80%以上と高くなっています。

虐待者との同居・別居

全国

	20年度		21年度		22年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
同居	12,803	86.0%	13,487	86.4%		
別居	1,820	12.2%	1,928	12.3%		
その他	185	1.2%	178	1.1%		
不明	81	0.5%	22	0.1%		
合計(人)	14,889	100.0%	15,615	100.0%		

葛飾区

	20年度		21年度		22年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
同居	32	86.5%	52	86.7%	44	84.6%
別居	5	13.5%	8	13.3%	8	15.4%
合計	37	100.0%	60	100.0%	52	100.0%
虐待判断件数	37		60		52	

※小数点第2位以下は四捨五入。

②被虐待者の世帯構成、関係

被虐待者との関係を見ると、虐待者は息子、娘が多く未婚の子と同居している世帯が多いことが分かります。

被虐待者の世帯構成

全国

	20年度		21年度		22年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
単身	1,333	9.0%	1,378	8.8%		
夫婦二人	2,730	18.3%	2,890	18.5%		
未婚の子と同居	5,297	35.6%	5,864	37.6%		
既婚の子と同居	4,083	27.4%	4,153	26.6%		
その他	1,304	8.8%	1,307	8.4%		
不明	142	1.0%	23	0.1%		
合計	14,889	100.0%	15,615	100.0%		

葛飾区

	20年度		21年度		22年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
単身	4	10.8%	6	10.0%	5	9.6%
夫婦二人	4	10.8%	14	23.3%	5	9.6%
未婚の子と同居	11	29.7%	22	36.7%	28	53.8%
既婚の子と同居	6	16.2%	14	23.3%	12	23.1%
その他	10	27.0%	4	6.7%	2	3.8%
不明	2	5.4%	0	0.0%	0	0.0%
合計	37	100.0%	60	100.0%	52	100.0%

※小数点第2位以下は四捨五入。

※その他(兄弟姉妹夫婦、内縁の夫、孫と同居など)

被虐待者との関係

全国

	20年度		21年度		22年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
夫	2,833	17.3%	3,016	17.7%		
妻	855	5.2%	867	5.1%		
息子	6,589	40.2%	6,999	41.0%		
娘	2,479	15.1%	2,604	15.2%		
息子の配偶者	1,397	8.5%	1,336	7.8%		
娘の配偶者	349	2.1%	353	2.1%		
兄弟姉妹	348	2.1%	322	1.9%		
孫	756	4.6%	750	4.4%		
その他	729	4.5%	797	4.7%		
不明	39	0.2%	33	0.2%		
合計	16,374	100.0%	17,077	100.0%		

※1件の事例に対し虐待者が複数の場合も含む。

葛飾区

	20年度		21年度		22年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
夫	3	8.1%	11	18.3%	3	5.8%
妻	1	2.7%	5	8.3%	0	0.0%
息子	21	56.8%	22	36.7%	24	46.2%
娘	4	10.8%	14	23.3%	18	34.6%
息子の配偶者	5	13.5%	1	1.7%	1	1.9%
娘の配偶者	0	0.0%	0	0.0%	2	3.8%
兄弟姉妹	0	0.0%	2	3.3%	1	1.9%
孫	0	0.0%	3	5.0%	2	3.8%
その他	3	8.1%	2	3.3%	1	1.9%
合計	37	100.0%	60	100.0%	52	100.0%

※小数点第2位以下は四捨五入。

※その他(内縁の夫、甥、妹の夫など)

④分離の有無

被虐待者と虐待者の分離では、全国で平成21年度を見ると分離したケースは33.3%、葛飾区では、平成22年度40.4%となっています。

分離の有無

全国

	20年度		21年度		22年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
分離	5,260	33.3%	5,528	33.2%		
分離していない	9,357	59.2%	9,650	58.0%		
被虐待高齢者が複数で異なる対応	65	0.4%	40	0.2%		
その他	1122	7.1%	1426	8.6%		
合計	15,804	100.0%	16,644	100.0%		

※前年度の継続対応分も含む。

葛飾区

	20年度		21年度		22年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
分離	9	24.3%	10	16.7%	21	40.4%
分離していない	28	75.7%	50	83.3%	28	53.8%
その他	0	0.0%	0	0.0%	3	5.8%
合計	37	100.0%	60	100.0%	52	100.0%

※小数点第2位以下は四捨五入。

(参考)

全国：厚生労働省発表「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援などに関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」

第2章 葛飾区の状況

平成22年10月1日現在の葛飾区における高齢者数は96,964人で高齢化率は21.7%となっています。高齢化率は、推計では平成30年には24.4%となっており今後も増加傾向にあります。

調査結果から介護度2以上の認知症を抱える方が虐待されていることが多く、特に介護が長期化している場合は、介護者のストレスも増大し、虐待の要因となることが考えられます。

(1) 高齢者人口の推移

①平成22年度現在の葛飾区高齢者人口、要介護者 高齢者人口

	20年度	21年度	22年度
	人数	人数	人数
65～69歳	28,008	29,023	27,880
70～79歳	44,085	44,601	45,759
80～89歳	17,794	18,858	19,750
90歳以上	3,141	2,554	3,575
合計	93,028	95,036	96,964

※小数点第2位以下は四捨五入。
 ※外国人登録者は含んでいない。
 各年10月1日現在 戸籍住民課より

高齢者の介護度別認定者

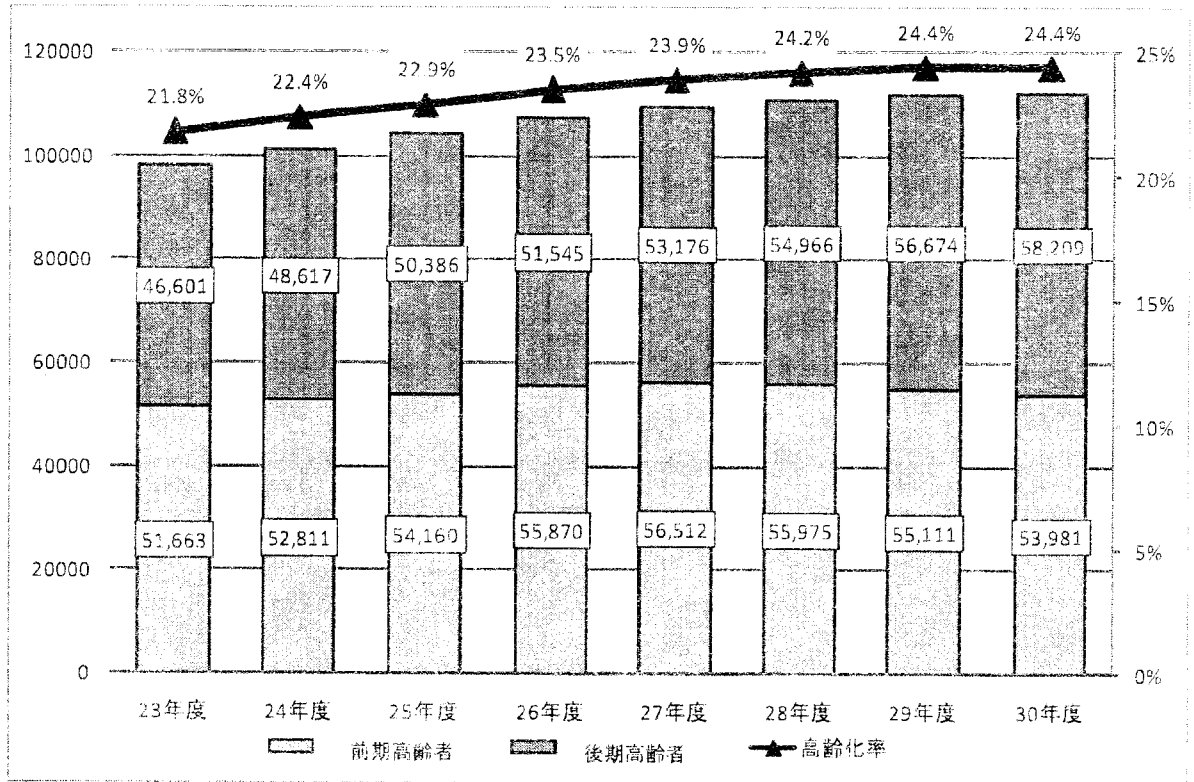
	20年度		21年度		22年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
要支援1	1,338	10.8%	1,318	10.0%	1,244	9.0%
要支援2	1,525	12.3%	1,622	12.3%	1,754	12.7%
要介護1	1,577	12.7%	1,767	13.4%	2,034	14.7%
要介護2	2,418	19.5%	2,571	19.5%	2,888	20.8%
要介護3	2,149	17.3%	2,199	16.7%	2,084	15.0%
要介護4	1,875	15.1%	1,978	15.0%	1,988	14.4%
要介護5	1,546	12.4%	1,734	13.1%	1,860	13.4%
合計	12,428	100.0%	13,189	100.0%	13,852	100.0%

※小数点第2位以下は四捨五入。
 各年10月1日現在 介護保険課より

②高齢者人口・要介護者の推移

葛飾区の高齢者人口、要介護者推計

高齢者人口推計



要支援・要介護度別認定者

年度	23	24	25
介護度			
要支援1	1,363	1,364	1,346
要支援2	2,104	2,207	2,291
要介護1	2,194	2,192	2,161
要介護2	3,316	3,402	3,448
要介護3	2,445	2,551	2,634
要介護4	2,228	2,250	2,248
要介護5	2,258	2,331	2,383
合計	15,908	16,297	16,511

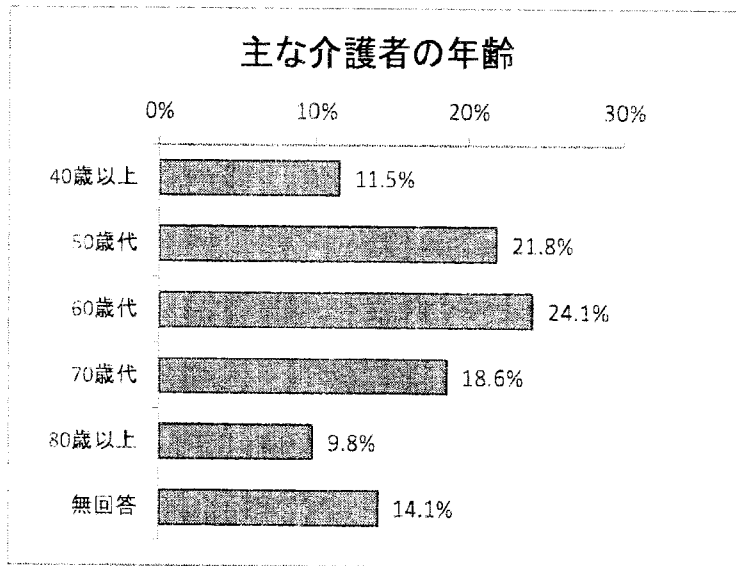
(参考)葛飾区第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

(2) 葛飾区の介護者の状況

①介護者の年齢

要支援者・要介護認定者-主な介護者の年齢(要支援・要介護度別)

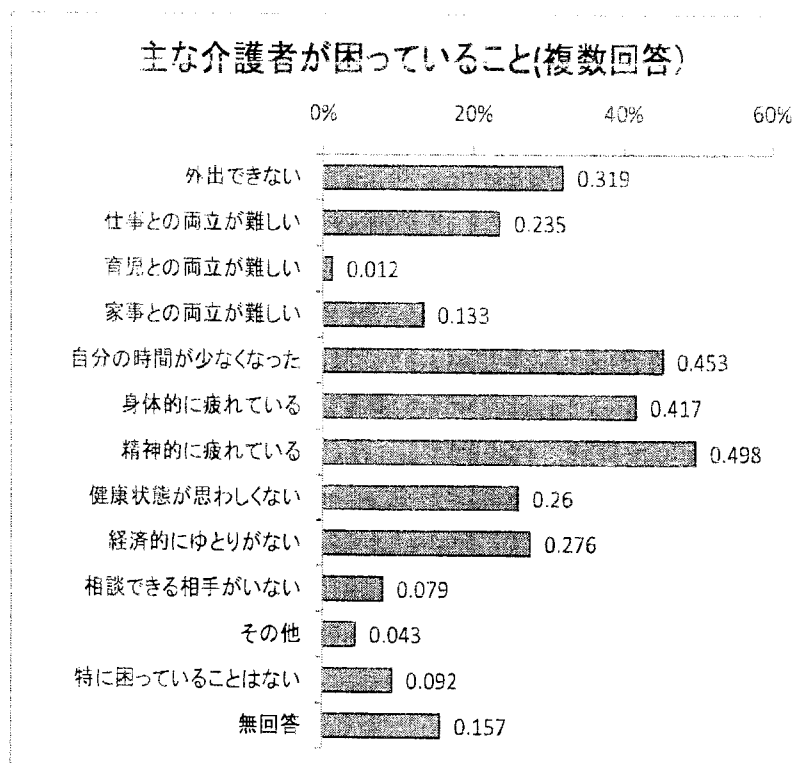
要支援・要 介護認定 者	40歳代 以下	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以 上	無回答	全体
要支援1	6	10	17	8	9	14	64
要支援2	8	28	14	12	12	29	103
要介護1	16	33	30	24	9	13	125
要介護2	23	24	35	37	12	19	150
要介護3	16	23	25	17	10	9	100
要介護4	4	18	24	12	7	7	72
要介護5	6	14	17	15	8	4	64
無回答	1	1	5	4	1	3	15
全体	80	151	167	129	68	98	693



②介護者が困っていること

主な介護者が困っていること(要支援・要介護度別)

介護認定者・要支援	外出できない	仕事との両立が難しい	育児との両立が難しい	家事との両立が難しい	自分の時間が少なくなった	身体的に疲れている	精神的に疲れている	健康状態が思わしくない	経済的にゆとりがない	相談できる相手がいない	その他	特に困っていることはない	無回答
要支援1	6	8	1	2	18	17	22	10	8	4	3	10	20
要支援2	14	14	1	10	24	18	23	18	16	6	3	16	35
要介護1	26	24	1	18	49	39	48	31	32	10	7	15	20
要介護2	56	39	2	22	74	68	89	48	41	16	11	12	16
要介護3	39	36	0	13	57	49	66	24	29	8	5	5	7
要介護4	41	25	1	10	50	48	48	20	31	5	0	2	3
要介護5	64	37	14	2	15	39	46	44	25	30	5	1	0
無回答	2	3	0	2	3	4	5	4	4	1	0	4	2
全体	248	186	20	79	290	282	347	199	186	80	34	65	103



(参考) 高齢者の生活に関する調査 福祉管理課より

第3章 施策推進の目標

計画の理念をもとに、具体的施策を展開するにあたって、以下の項目を目標に掲げ、必要な施策を総合的に進めます。

(1) 虐待の予防に取り組む

虐待の背景には、介護疲れや、経済的な事情、精神的な強い負担などが認められ、これらへの早めの対処が虐待の予防につながります。

「区民への啓発・抑止施策」によって、高齢者の養護者などには、介護や福祉についての基本的な情報やサービスの利用方法などとともに、高齢者虐待についての知識についても、わかりやすく普及啓発をし、普段から無理のない介護や高齢者の人権を守ることを心がけていただくよう働き掛けていきます。また、「介護過重負担者の発見・対応施策」により、介護サービス事業者など仕事で高齢者と接する機会のある方にも虐待に対する関心を高めてもらうことによって、介護負担の重い養護者などへ気遣い、虐待と関係のない段階で、早めの対処につながるよう協力をしていただけるように、地域全体で見守る社会を作っていきます。

その他には、虐待の被害者については、「認知症のない」方より「認知症がある」方が多い状況となっております。このことから「認知症予防・理解の促進施策」により、高齢者が認知症の予防に取り組む機会を作るとともに、認知症高齢者に対する正しい知識や適切な介護方法などについて、養護者・家族や同じ地域で暮らす住民の方達等に理解がなされるように取り組んでいきます。

(2) 早期発見・相談体制を充実させる

虐待をしている養護者・家族等には虐待をしているという自覚がない場合が多く、また虐待を受けている高齢者本人も養護者・家族等をかばったり、他人には知られたくないなどの思いがあるため、家庭内における高齢者虐待は発見しにくい状況にあります。高齢者虐待が悪化し、命にかかわるような深刻な事態になるまえに、早期に虐待を発見し、迅速に専門職を中心に対応・支援することが望まれます。

虐待を早期に発見するために葛飾区では、「早期発見・見守りのネットワークの充実施策」により、民生委員・児童委員、介護サービス事業者などに定期的に理解促進の研修を行い、これまでのかつしかあんしんネットワーク事業の見守り機能を充実していきます。

新たに社会福祉協議会による小地域福祉活動と連携し、虐待問題への関心を高めていき、地域の方達の協力によって、虐待の問題がある方が、必要な支援につながるように早期発見の協力体制構築をすすめます。

また、高齢者本人や家族などが何か不安を感じた時に、いつでも相談できるように「相談窓口の充実施策」が必要です。24時間電話相談や区の相談窓口だけではなく、地域包括支援センターの相談窓口の機能を充実させ、周知に努めます。さらに権利擁護センターかつしかの相談援助と連携し、区役所内にある他の虐待問題関係部署との連携も図り、高齢者虐待への通報に円滑な対応ができるよう体制を整備します。

(3) 高齢者の安全・安心を確保する

高齢者虐待防止・養護者支援法では、養護者による虐待を受けた高齢者について、老人福祉法の規定による措置を行うために、必要な居室を確保するための措置を講ずるものとされています。また、高齢者の生命または身体の安全の確保に万全を期する観点から、警察署長へ、必要に応じ適切に、援助を求めなければならないとされています。

葛飾区では、高齢者の人権を守るために、「保護の実実施策」につとめ、シェルターを設置し、やむを得ない措置の実施、養護老人ホームへの緊急入所など居室の確保に努めます。また、通報があった場合、実態把握調査により高齢者の安全を確認するとともに、必要な場合は警察の協力を得て、立ち入り調査を実施するなど迅速な対応に努めます。

次に「保護以外の支援施策」として、認知症などにより契約や金銭管理などの支援が必要な方に対して、成年後見制度の活用を進めたり、判断力があるが、金銭管理の手伝いを希望する方には、社会福祉協議会の地域福祉権利擁護事業・財産保全管理サービス事業を案内します。また、閉庁時に虐待の通報が警察へ入った場合の対応を円滑にするために、警察との協力体制を強化したり、被虐待高齢者の精神的なショックに対して、心のケア事業の実施に努めます。

(4) 養護者等を支援する

高齢者が重度の要介護状態や認知症である場合、家族が介護を抱え込むことで、身体的・精神的負担が増し、結果的に虐待に至っていることがあります。虐待が発生する原因についてはこの他にも、高齢者と虐待者の人間関係や経済的困難など様々な問題が複雑に絡み合っていることがわかっています。虐待の疑いがある養護者・家族等を把握した場合、リスク要因を分析し、養護者・家族等に対して適切な支援を行うことが、高齢者虐待の解決に

つながることもあります。

「介護負担の軽減施策」として、一時介護やショートステイ事業、夜間対応型訪問介護及び随時訪問介護や介護保険サービスの活用を組み合わせながら、介護者の介護負担の軽減に取り組みます。また、地域包括支援センターにおける総合相談事業、認知症相談会、家族介護者教室において、より良い介護をしていくためのアドバイスや方法を提供します。

悩みや不安、精神的な負担感の解消を図るために、「メンタルヘルスケア施策」として、心のケア事業を始め心理カウンセラーによるカウンセリング・保健師の相談など専門職による相談事業や、地域包括支援センターによる認知症家族会において、ピアカウンセリングをとおり、介護者の心理的な負担軽減を図ります。

その他にも「生活支援施策」では、虐待の原因となる養護者や家族の依存症などや経済的困窮に対して専門的な支援を行います。

(5) チームアプローチを強化する

高齢者虐待には、家族や本人が問題を重複して抱えていることも少なくないことから、様々な関係機関と連携しながら解決の援助を行う必要があります。

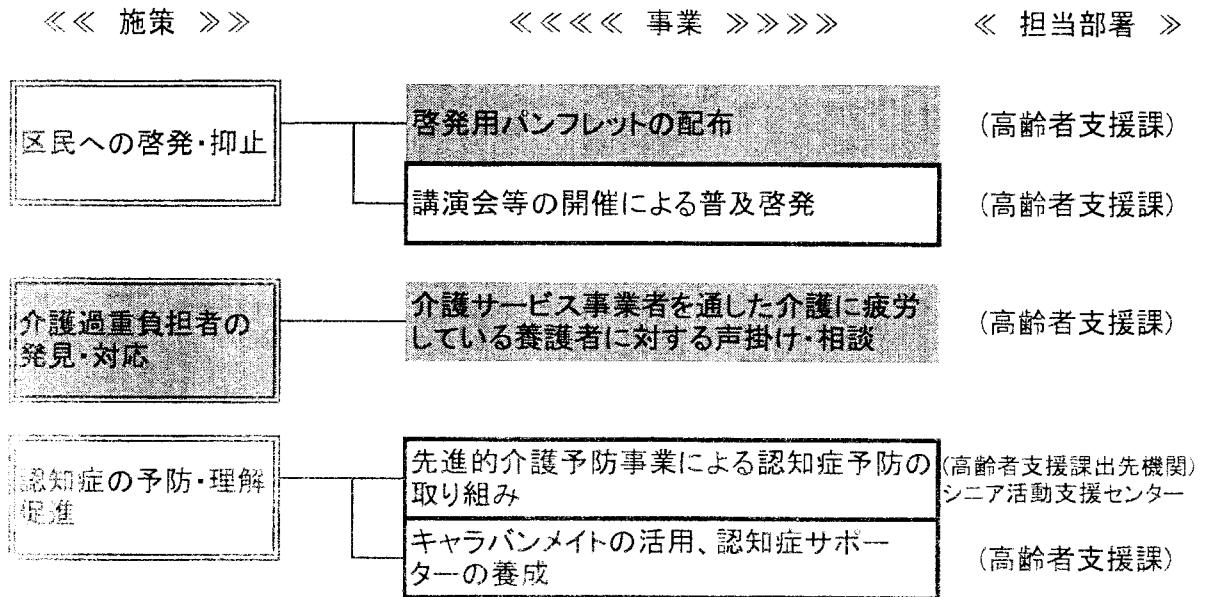
連携には組織と組織の連携と人と人の連携があり、「関係機関との連携・強化施策」としては、虐待防止ネットワーク運営委員会の開催をはじめ、区役所内の関係各課や医療機関、介護サービス事業者など虐待問題の関係機関に対する事業周知や協力依頼をして、連携を築くために力を入れます。また、「関係職種との連携・強化施策」においては、関係職種の協力関係を構築するために、地域包括支援センターによる地域ケア会議を実施します。

地域ケア会議では、関係者の情報共有を図り、支援方針の検討を通して、関係者の連携を築きます。解決のために、専門的な知識が必要となる場合には、弁護士・精神科医など専門職の協力を要請します。

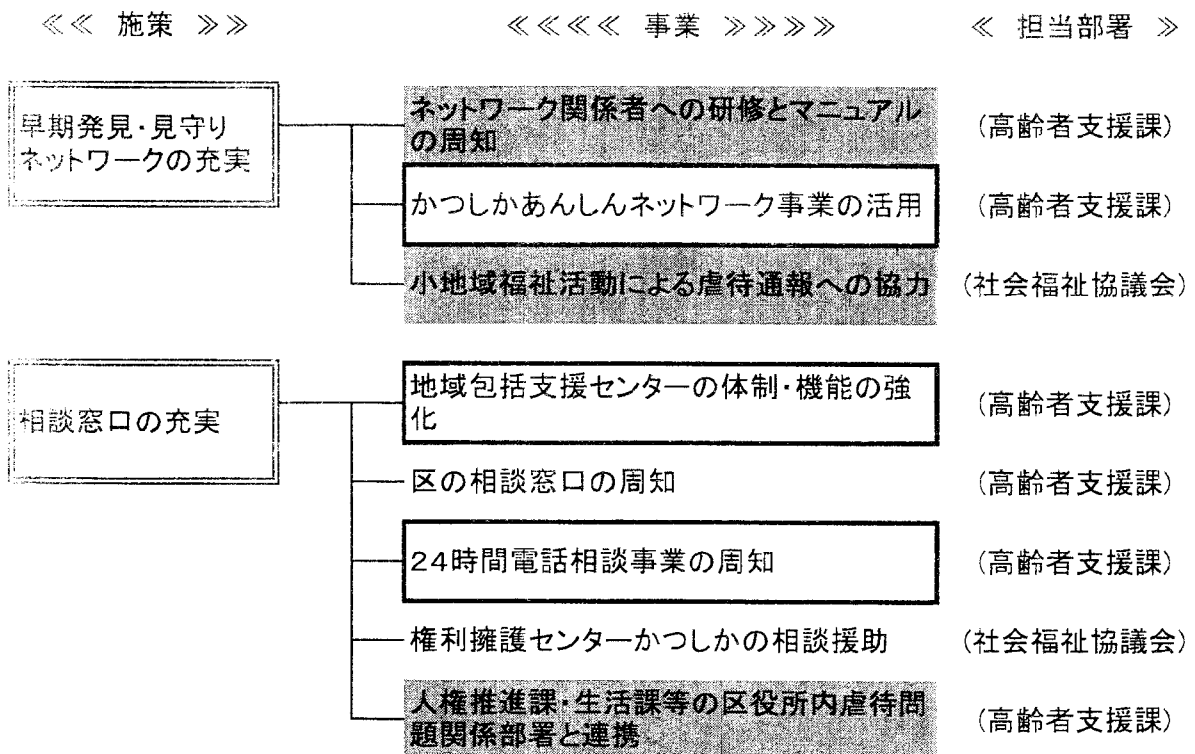
さらに区役所内の関係部署職員や地域包括支援センター職員、介護サービス事業の従事者など虐待問題の関係者に対して、関係職種が互いに尊重しあい、より良い協力関係を築くために、研修会や事例検討会をおこない、相互の役割の理解とスキルアップを図ります。

第4章 施策の体系

目標1 虐待の予防に取り組む



目標2 早期発見・相談体制を充実させる

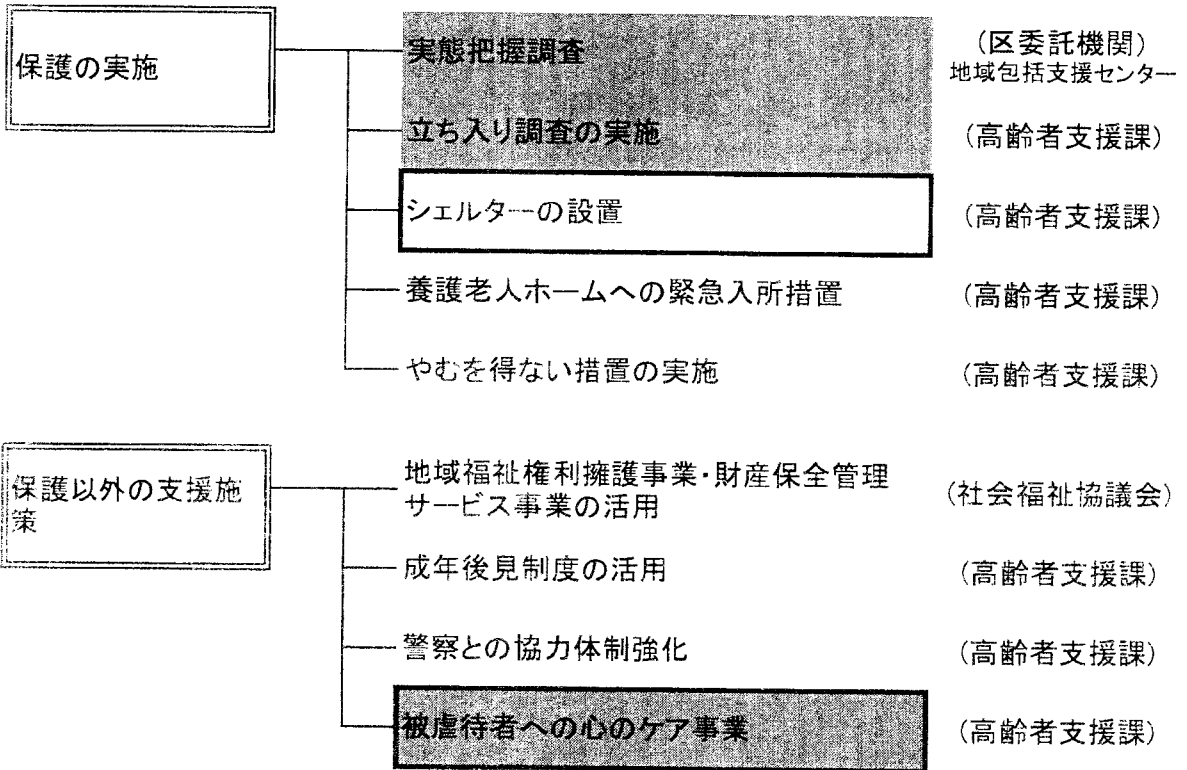


目標3 高齢者の安全・安心を確保する

《《 施策 》》》

《《《《 事業 》》》》》

《 担当部署 》

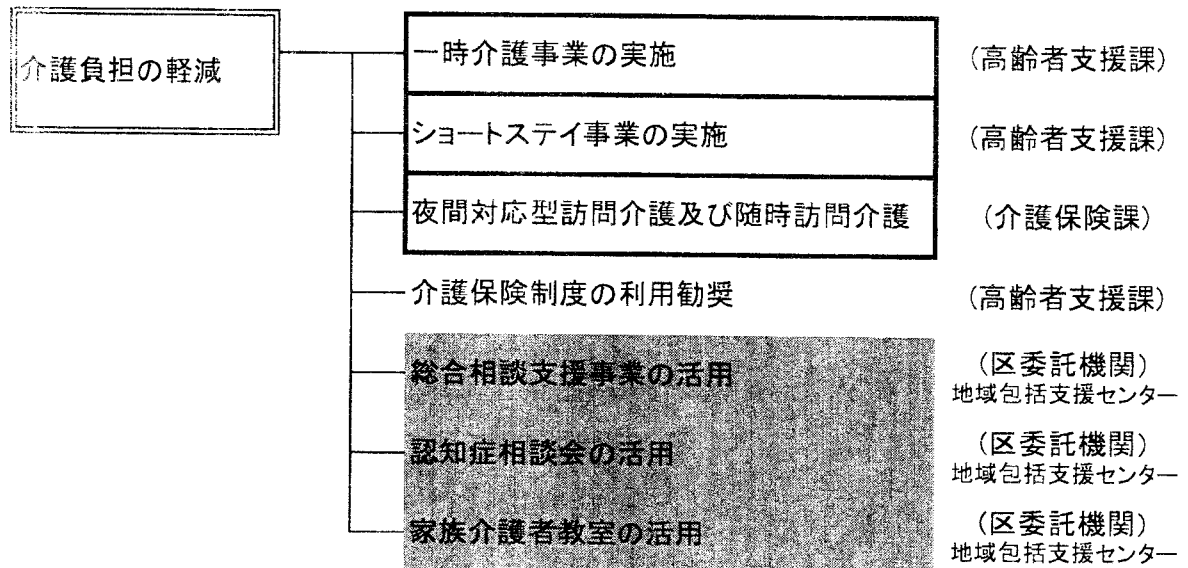


目標4 養護者等を支援する

《《 施策 》》》

《《《《 事業 》》》》》

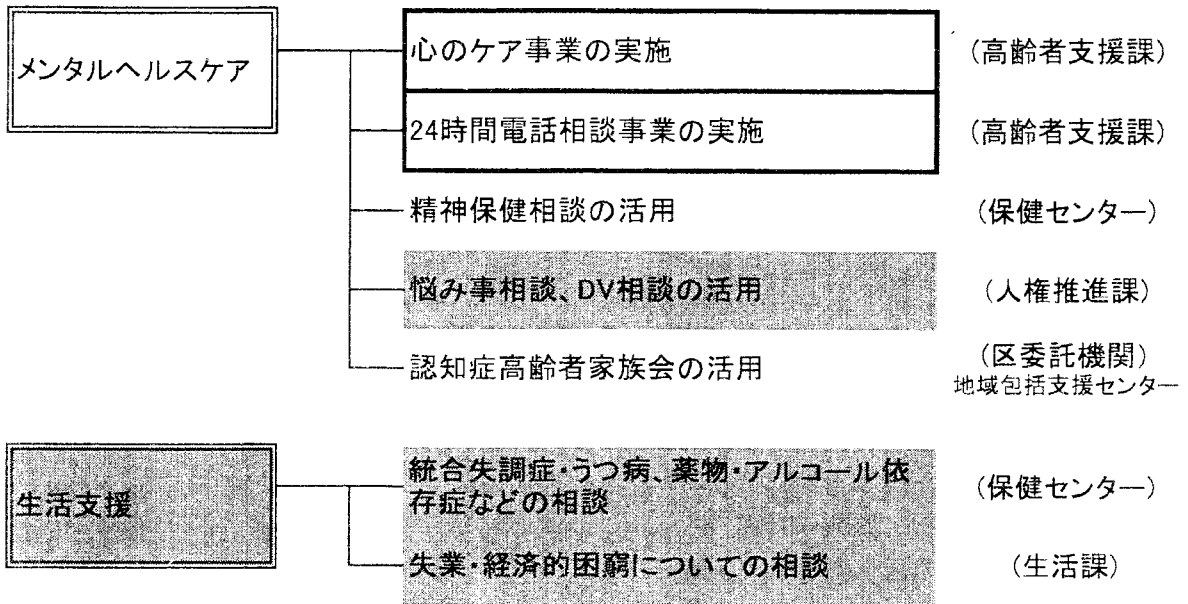
《 担当部署 》



《《 施策 》》

《《《《 事業 》》》》

《 担当部署 》

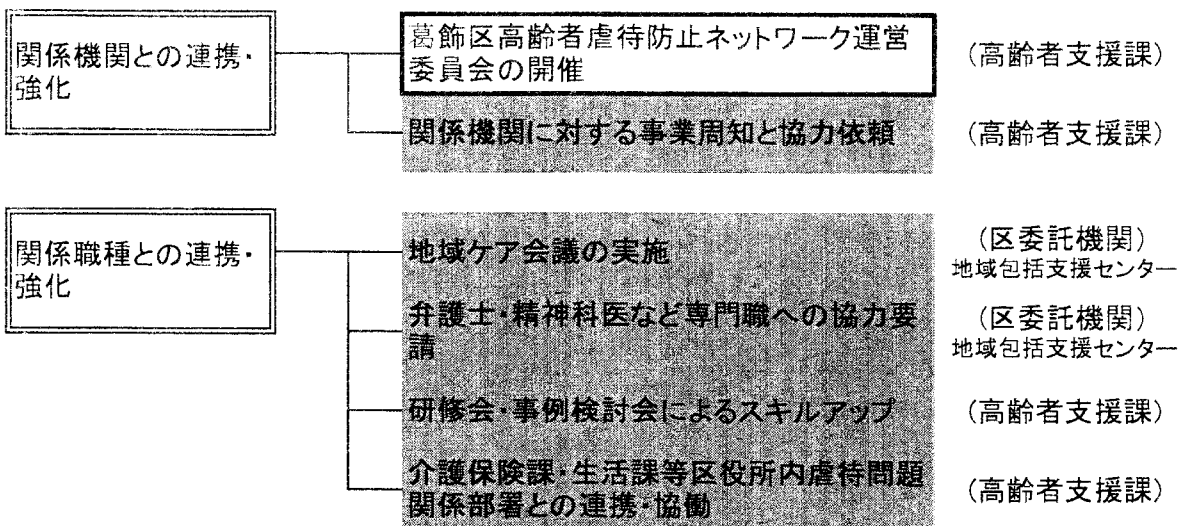


目標5 チームアプローチを強化する

《《 施策 》》

《《《《 事業 》》》》

《 担当部署 》



で囲まれている事業は、区の重点事業に位置付けているもの

第二期計画になかったもの

第3部 計画の具体的な推進

第1章 施策の方向性と事業

目標1「虐待の予防に取り組む」、目標2「早期発見・相談体制を充実させる」、目標3「高齢者の安全・安心を確保する」、目標4「養護者等を支援する」、目標5「チームアプローチを強化する」についての事業を行って、高齢者虐待ゼロを目指します。

第2章 施策推進のための組織の運営と役割

(1) 高齢者虐待防止ネットワーク

高齢者虐待防止・養護者支援法において、区市町村は高齢者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者に対する適切な支援を行うために、関係機関や民間団体との連携協力体制を整備しなければならないとされています。

葛飾区は、「早期発見・見守りネットワーク」「保健医療福祉サービス介入ネットワーク」「関係専門機関介入支援ネットワーク」の3つのネットワークを強化し、連携して対応することによって、高齢者虐待を防止し、問題が深刻化する前に高齢者や養護者等に対する適切な支援を行っていきます。

なお、各ネットワークの構築は、区・地域包括支援センターが連携を取りながら進めていきます。葛飾区高齢者虐待防止ネットワークは高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会、高齢者虐待防止ネットワーク市内連絡会、地域包括支援センターが相互に連携・調整を行いながら、機能していくこととなります。

①早期発見・見守りネットワーク

住民が虐待の防止、早期発見、見守りを行う機能を持つネットワークです。

具体的には、自治町会や民生委員・児童委員、社会福祉協議会をはじめ、地域啓発活動を担うボランティアが、高齢者との普段の関わりや、住民の生活に密着した立場から相談を受ける中で、生活の変化に気づき、その情報を地域包括支援センターに伝えるようなネットワークを構築していきます。

また、地域社会から孤立しがちな高齢者や家族に対して、民生委員や近隣住民が関心を持ちながら見守りを続けることで虐待の防止につながったり、虐待が疑われるような場合でも早期に発見し適切な対応をとることによって問題が深刻化する前に支援することにもつながります。

葛飾区には、一人暮らしの高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域全体で見守り、支援する仕組みとして、「かつしかあんしんネットワーク事業」があります。このネットワークを活用し、一人暮らしの高齢者のみならず、支援の必要な高齢者すべてに対象を拡大し、高齢者虐待防止に向けて早期発見・見守り体制が取れるよう関係機関との連携・協力を努めていきます。

また、新たに社会福祉協議会による小地域福祉活動で、虐待について知っていただき、心配なことがあれば関係機関に相談されるよう取り組みます。

②保健医療福祉サービス介入ネットワーク

高齢者への虐待予防・養護者等の介護負担の軽減等に向けてどのように対応するかをチームとして検討し、具体的な支援を行っていく機能を持ちます。具体的には地域包括支援センターが中心となって、居宅介護支援事業所、介護サービス事業者、医療機関などの関係する専門職員で地域ケア会議などを開催し、支援していきます。

③関係専門機関介入支援ネットワーク

虐待問題の解決にあたり、専門的な対応を必要とする場合に、協力を得るためのネットワークです。

特に、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の生命または身体に危険が生じている場合や財産その他債権債務整理などの問題解決が必要な場合など、警察、法律関係者などの専門機関・専門職や、精神保健分野の専門機関等と連携を図ります。

(2) 高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会

この委員会は学識経験者、医師、弁護士、自治町会連合会、民生委員児童委員協議会、警察署、ケアマネジャー及び介護サービス事業者に関する事業所等で構成されています。

葛飾区高齢者虐待防止計画、対応マニュアルの策定を行います。また、葛飾区高齢者虐待防止計画における事業の推進状況等を管理するとともに、高齢者虐待防止ネットワークの構築の検討や高齢者虐待防止ネットワークの運営・調整を行います。

(3) 高齢者虐待防止ネットワーク庁内連絡会

高齢者虐待防止計画の策定や推進をするため、福祉部長を座長とし、政策企画課長、人権推進課長、地域振興課長、福祉管理課長、介護保険課長、西生活課長、東生活課長、金町保健センター所長を委員とする庁内連絡会を設置し、計画事業調整や進行管理を行っていきます。

(4) 地域包括支援センター

平成 18 年の介護保険法改正で新設されたしくみで、地域支援事業等を実施し、地域住民の心身の健康の保持および生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域の高齢者の保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援することを目的としています。「地域における総合的なマネジメントを担う中核機関」と位置づけられ、保険者である市町村が介護保険事業計画で設定した日常生活圏域ごとに 1ヶ所設置することが目標とされています。本区では、高齢者の支援・相談窓口として、7ヶ所のセンターと 6ヶ所のセンターの分室を設置しています。設置者は区から委託を受けた法人です。

地域包括支援センターでは、社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャーなどが中

心となって、以下の業務を担っています。

1) 包括的支援事業

①介護予防ケアマネジメント事業(介護保険法 115 条の 44 第 1 項第 2 号)

・高齢者が介護を受ける生活にならないように、リスクのある高齢者を発見し、介護予防事業につなげる

②総合相談支援事業(介護保険法 115 条の 44 第 1 項第 3 号)

・総合相談や地域のネットワークを構築し、要援護者の早期発見につなげる

③権利擁護事業(介護保険法 115 条の 44 第 1 項第 4 号)

・悪質商法による被害防止啓発活動や虐待問題への相談・支援など

④包括的・継続的マネジメント事業(介護保険法 115 条の 44 第 1 項第 5 号)

・支援困難事例の相談、ケアマネジャーへの支援など

2) 任意事業(介護保険法 115 条の 44 第 2 項)

①家族介護支援事業

家族介護者教室や認知症家族会育成により介護技術や方法を学ぶ機会を提供したり、精神的に支援する

3) その他事業(介護保険法 115 条の 45 第 1 項)

①介護予防事業普及啓発

②自主活動育成

地域の高齢者の介護予防に資する自主活動を支援する

1) 介護予防支援事業(介護保険法 115 条の 20 第 1 項)

・要支援者の介護予防ケアプラン作成・契約・評価
・一部委託先居宅介護支援事業所との契約

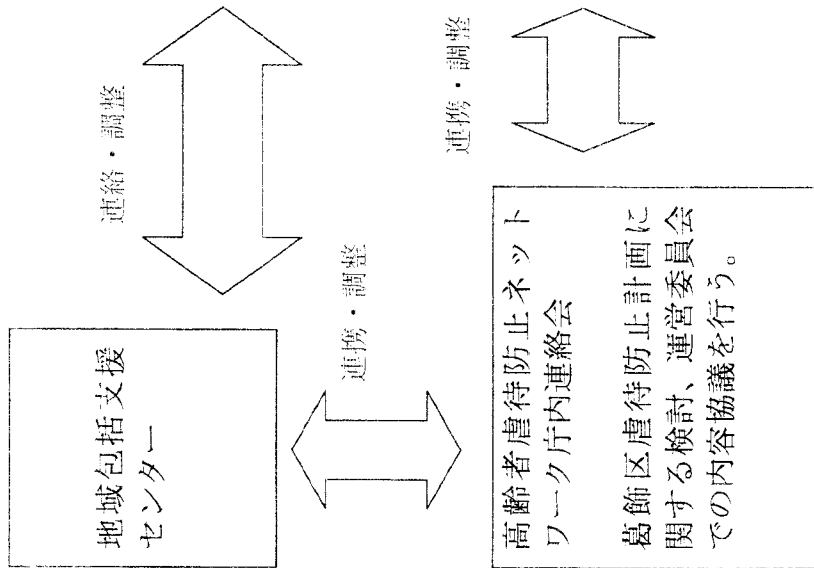
家族介護支援事業の一つとして、認知症の方を介護している家族の会があります。介護の悩みを同じ立場の人同士が集まって、話し合い、経験をもとに助言したり、共有したりします。理解者があると、つい手を上げてしまったり、きついことを言ったりしてしまうことがあっても、エスカレートしないで済みます。介護者の精神的サポートに大きな役割を果たしています。

なお、区は地域包括支援センターの中立・公正な運営を確保するため、学識経験者、介護保険サービス提供事業所・医師・ケアマネジャー・第一号被保険者・第二号被保険者など幅広い層の代表を委員として、地域包括支援センター運営協議会を設置しています。

葛飾区では、地域包括支援センターを、高齢者虐待防止ネットワークを構築する中核として位置づけています。なお、権利擁護事業は社会福祉士が担うことになっています。本区では、地域包括支援センターの社会福祉士等が中心となって、高齢者虐待に対して、区や関係機関と協力し、すみやかに対応できるように取り組んでいます。

高齢者虐待防止ネットワーク全体図

高齢者虐待防止ネットワークの構築・運営



高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会

虐待防止計画・対応マニュアルの策定、ネットワークの構築について検討し、各ネットワークをコーディネートする。

あんしんネットワーク

小地域福祉活動

＜早期発見・見守りネットワーク＞
(かつしかあんしんネットワークを活用)
構成員： 民生委員・自治町会・高齢者クラブ、頼藤ボランテアニア等

＜保健医療福祉サービス
介入ネットワーク＞

構成員： 区・地域包括支援センター、ケアマネジャー・医療機関・介護サービス事業者

＜関係専門機関
介入支援ネットワーク＞

構成員： 区・警察・医療機関・弁護士等

(5) 権利擁護センターかつしか（しっかりサポート）

判断能力が不十分な高齢者や障害者の権利行使を総合的・一体的に支援するため、社会福祉協議会が、福祉サービスの利用に関する苦情相談や成年後見制度の利用相談に応じるとともに、成年後見制度の利用支援を行います。

平成19年度から、社会福祉協議会が法人後見人を受任しています。

(6) 警察署

警察署長は、区長から援助を求められ、必要と認められた場合、所属の警察官に対し、警察官職務執行法その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならないとされています。本区は、警察署と綿密な連携を図り、高齢者虐待の予防・防止に取り組んでいきます。

(7) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱されたボランティアで、地域の中で、福祉全般にわたり相談や支援を行い、区や関係機関との橋渡し役にもなっています。民生委員・児童委員は、日頃の民生委員活動を活かし、高齢者虐待を未然に防止するとともに早期発見に協力するために、早期発見・見守りネットワークに参加しています。民生委員・児童委員をはじめとした関係機関との連携は、虐待防止の取組みでは不可欠のものと考えています。

第3章 区の役割と高齢者虐待防止事業

(1) 区の役割

①第6条（相談、指導及び助言）…高齢者虐待防止・養護者支援法

（以下法律名省略）

高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言の実施

高齢者虐待に関する相談窓口は、身近な相談窓口として、区（高齢者支援課高齢者相談係）、地域包括支援センター、権利擁護センター、警察署などがあります。

本区では、虐待の防止と、養護者により虐待を受けた高齢者を保護するため、専門的知識のある職員を配置し、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行います。

また、区は、窓口となる部局や高齢者虐待対応協力者の名称を明らかにするなどにより、周知を行わなければならないとされています。（高齢者虐待防止・養護者支援法第6条、第15条、第18条）

なお、区は要介護認定調査員、介護支援専門員、介護サービス事業者、民生委員・児童委員など高齢者に接する機会が多い人たちが、高齢者虐待に関する相談窓口迅速に連絡できるように広く周知していきます。

区は、高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、相談、指導、及び助言、通報又は届出の受理、高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実確

認のための措置並びに養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は一部を委託できます。また、関係する職員は、正当な理由なく委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らすことはできません。（高齢者虐待防止・養護者支援法第17条）

②第9条第1項（通報等を受けた場合の措置）

通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、区と連携協力する者（以下「高齢者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行う。

高齢者虐待の通報を受けた時は、速やかに当該高齢者の安全を確認するとともに、今後の対応の協議を行います。当該高齢者の安全の確認や今後の対応の協議は、チームアプローチが基本となるとともに、事務処理手順はマニュアルに基づいて、進めることとなります。

③第9条第2項（措置・一時保護、審判請求）

生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため、老人短期入所施設等に入所させるなど、適切に、老人福祉法第10条の4第1項若しくは第11条第1項の規定による措置（やむを得ない事由による措置）を講じ、又は適切に、同法第32条の規定により審判の請求（成年後見申立）をするものとする。

ア やむを得ない事由による措置の活用について

平成12年の介護保険制度導入により、介護サービスの提供の仕組みが措置から契約に変更となりました。しかし、高齢者虐待への対応など、適切な公的サービスが提供される必要があります。老人福祉法に規定されている「やむを得ない事由による措置」は、そういった状況に対応するために設けられました。

<やむを得ない事由による措置のサービスの主なもの>

- ・訪問介護
- ・通所介護
- ・短期入所生活介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型共同生活介護
- ・特別養護老人ホーム

出典）「高齢者虐待防止に向けた体制構築のために―東京都高齢者虐待対応マニュアル―」（東京都）

イ 成年後見制度の活用について

現在の成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などにより、判断能力が不十分な人の保護を図るため、民法の一部改正等により平成12年4月にスタートしたものです。

高齢者虐待への対応に関して、認知症等によって高齢者本人の判断能力が

不十分な状態の場合には、成年後見制度の活用が一つの有効な支援手段となります。成年後見人や保佐人、補助人が選任されることによって、本人の意思を代弁して虐待を行っている親族等との調整を行うことができます。

成年後見の申立ては、原則として四親等以内の親族が家庭裁判所に対して行うこととされていますが、親族が申立てをしない場合または親族がいない場合は、親族に代わって区長が申立てをすることができます。

④第10条（居室の確保）

高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第10条の4第1項第3号又は第11条第1項第1号若しくは第2号（やむを得ない事由による措置）を採るために必要な居室を確保するための措置を講じるものとする。

高齢者虐待防止・養護者支援法第9条第2項の入所等の措置は、そのための居室が十分に用意されてなければ実効性がないため、区に「必要な居室を確保するための措置を講じる」ものとされています。いわゆる「シェルター」の確保の規定です。

必要な居室とは、老人短期入所施設や老人福祉法第5条の2第4項の厚生労働省令で定める施設、養護老人ホームや、特別養護老人ホームなどの施設をいい、これらの施設の増設や定員枠の拡大がなされなければならないとされています。

本区は、上記の施設の活用とともに、自前のシェルターを設置しています。

⑤第11条（立入調査）

生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

立ち入り及び調査又は質問を行う場合、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

この立ち入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

高齢者虐待への対応は、虐待者や被虐待者の理解を得ながら進めることが基本です。しかし、様々な方法で支援を試みても虐待者の理解が得られず、高齢者の安否の確認や必要な援助の実施ができない場合で、高齢者の生命や身体の重大な危険が強く懸念される場合には、高齢者虐待防止・養護者支援法第11条により迅速に、居所に立ち入り、必要な調査又は質問をすることになります。

立入調査の実施にあたっては、高齢者本人の意思を事前に確認しておくほか、関係機関との連携や受け入れ先の確保など、事前準備などを確実にやり、計画的に進めていきます。

また、本条に基づく立ち入り及び調査又は質問は、犯罪捜査のために行われるものではなく、あくまで高齢者の生命・身体の保護のために行われるものであると解されています。

⑥第12条（警察署長に対する援助要請等）

立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、警察署長に対し援助を求めなければならない。

立入調査の実施にあたり、養護者等から物理的その他の手段による抵抗を受けるおそれがある場合など、警察官の援助が必要と判断される場合等には、葛飾警察署長、亀有警察署長へ援助要請をおこないます。

この場合は、葛飾警察署、亀有警察署の生活安全課あてに援助依頼書を提出し、緊急の場合を除き、状況説明と立入調査に関する事前協議を行います。

⑦第13条（面会の制限）

老人福祉法に規定される「やむを得ない事由による措置」が採られた場合、葛飾区長や養介護施設の長は、高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

虐待を行っていた養護者から高齢者への面会の申し出があった場合には、高齢者本人の意思を確認するとともに客観的に面会できる状態にあるかどうかを見極め、担当者一人での判断ではなく、ケース会議等で面会の可否について判断します。その際には、高齢者の安全を最優先に決定します。

また、養介護施設長も面会の制限をすることができます。そのような場合には、区と事前に協議をしてルールをつくっておく必要があります。

⑧第14条（養護者の支援）

養護者の負担軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

この措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

高齢者虐待への対応で重要なことは、虐待の状態が改善されて高齢者本人の権利擁護がなされるようにするとともに、家族の様々な負担を取り除いたり、家族間の関係調整を行ったりすることで、家族が全体として安定した生活を実現できるように支援することです。

また、家族等が、虐待であるという「自覚」がないままに虐待行為を行っている場合も多く、家族に対する指導や助言等の働きかけは不可欠です。

同じく負担軽減のために、高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるとしてしています。ここで、確保すべき「居室」は、特別

養護老人ホームや老人短期入所施設などの高齢者福祉施設に限定されず、養護者を介護の負担から解放するため、短期間でも養護者の代わりに高齢者を介護するサービスを提供する施設の利用も含むものです。

⑨第 15 条（専門的に従事する職員の確保）

高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

専門スタッフの確保が区の責務として規定されています。本区においては、社会福祉士、保健師、ケアマネジャーなど、高齢者の保護等の事務に専門的に従事する職員を配置しているところであります。

⑩第 16 条（連携協力体制）

高齢者虐待の防止、高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、老人介護支援センター、地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

本条の趣旨は、区は、高齢者虐待に専門的に対応する担当課ないし係を設置することが求められているとされています。本区においては、高齢者支援課高齢者相談係に高齢者虐待に専門的に対応する職務を持たせています。

また、高齢者支援課高齢者相談係は、各地域包括支援センターを統括する機能に基き、指導・調整をしております。

本区は従来から関係機関や民間団体等と連携しているところであります。学識経験者、医師、弁護士、自治町会連合会、民生委員児童委員協議会、警察署、ケアマネジャー及び介護サービス事業者に関する事業所等などを構成員とする高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会を 18 年 5 月に設置し、関係機関や民間団体との対話の協議、連携体制の構築をしました。

⑪第 18 条（周知）

高齢者虐待の防止、通報又は各種届出の受理、高齢者の保護、養護者に対する支援に関する事務についての窓口となる部局及び高齢者虐待対応協力者の名称を明示すること等により当該部局及び高齢者虐待対応協力者を周知させなければならない。

虐待の防止、通報又は届出の受理、高齢者の保護、養護者に対する支援に関する事務事業が、利用者に知られていなければ意味がありません。

今後とも、窓口を明示し、周知の徹底を図るために、パンフレットの作成や講演会の開催など、具体的な措置を講じていきます。

(2) 高齢者虐待防止事業

①虐待の予防に取り組む

(a) 講演会等の開催による普及啓発（高齢者支援課）

高齢者虐待の理解を促進し、虐待の抑止につなげるために、区民に対する普及啓発のため、講演会やシンポジウムを開催します。

事業目標	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
高齢者虐待防止普及啓発事業	1回 (100人)	1回 (100人)	1回 (100人)

(b) 先進的介護予防事業による認知症予防の取り組み

高齢者がいつまでも介護を必要とすることなく、いきいきと生活が続けられるように介護予防の推進が必要不可欠です。このため、本区においては介護保険法内の介護予防事業はもとより、区独自の先進的介護予防事業についても積極的に推進してまいります。

【先進的介護予防事業】（シニア活動支援センター）

事業名	事業内容
①回想法教室	自身の人生を振り返り自尊心や意欲を取り戻し、充実感と精神安定を得ることによって、脳の活性化を促し、認知症の予防を図ります。
②筋力向上トレーニング	おもりバンドを利用してご自身の体力に合わせて行う簡単な運動です。膝や腕の伸縮運動や背伸びの運動によって衰えた筋力をアップさせ転倒や骨折の予防に役立てます。
③脳力トレーニング	加齢と共に低下していく、長期記憶・短期記憶、判断力、理解力等を養い、脳の活性化を図るプログラムを行っていきます。触覚のセンサーが密集している手指を動かしたり、グループで相談しながら問題を解いたり、いろいろな方とコミュニケーションを取りながら、より衰えない脳を目指します。
④思い出語り	グループで年間を通じて定期的に回想法を行うことで、相互交流を図りながら、自分らしさを取り戻し、生きがいを得、意欲の向上につなげます。
⑤シニア笑学校～脳活クラブ～	簡単な計算や音読などの学習プログラムを行います。さらに、普段の生活では使わない左右非対称の動作などを行うことで、記憶力、判断力などを養います。同年代の仲間とのコミュニケーションを活性化させることで、脳の若返りを図ります。

⑥ ポールウォーキング	2本のポールを持ち、4点支持で歩くことにより、正しい姿勢で前を見て歩くことが可能になり、楽しみながらウォーキングをすることができます。体幹バランスを保持することで、日常生活における転倒予防効果を図ります。
⑦ サウンドフープ・エクササイズ	サウンドフープという楽器を使用することで、音楽に合わせて無理なく自然に身体を動かすことができます。また、フープを握ることで、握力・手指の筋力向上や身体の柔軟性を高めます。
⑧ ヘルスリズムス	中南米の太鼓など、数種類の打楽器を使って、ガイド役のファシリテーターの指導の下、いろいろなリズムを楽しみながら、生体リズムを整え、心身のリラックスと脳の活性化を図ります。
⑨ 太極柔力球	ラバーを張ったラケットと砂の入ったボールを使用し、ゆったりとした音楽に合わせて、中国古来の太極思想と現代球技の要素を融合させた運動です。有酸素運動とストレッチ効果で身体の柔軟性、筋力の維持向上を図ります。
⑩ いきいきアンチエイジング	音楽を効果的に活用し、指先を動かす鍵盤楽器演奏やリズムトレーニング等を取り入れ、脳の活性化と豊かな感性を養成していきます。
⑪ 介護予防地域パワー養成事業	先進的な介護予防事業では、筋力向上・回想法・脳力トレーニングについて、その推進強化のために、地域において区民が主体的に取り組んでいけるよう高齢者クラブや自治町会等の団体を支援するボランティアの養成とフォローアップを隔年毎に行います。

事業目標	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
① 回想法教室	2 コース	2 コース	2 コース
② 筋力向上トレーニング	6 コース	6 コース	6 コース
③ 脳力トレーニング	6 コース	6 コース	6 コース
④ 思い出語りの会	4 コース	4 コース	4 コース
⑤ シニア笑学校～脳活クラブ～	4 コース	4 コース	4 コース
⑥ ポールウォーキング	1 コース	1 コース	1 コース
⑦ いきいきアンチエイジング	2 コース	2 コース	2 コース

⑧ ヘルスリズムス			
⑨ 太極柔力球 <small>たいきよくじゅうりゅうきくきゅう</small>	2 コース	2 コース	2 コース
⑩ サウンドフープ・エクササイズ	1 コース 2 コース	1 コース 2 コース	1 コース 2 コース
⑪ 介護予防地域パワー養成事業	養成1コース フォローアップ 5コース	養成3コース	養成1コース フォローアップ 5コース

(c) キャラバンメイトの活用・認知症サポーターの養成（高齢者支援課）

キャラバンメイトとは、認知症に対する正しい知識と具体的な対応方法等を市民に伝える講師役です。

虐待を予防するためには、認知症高齢者に対する正しい知識や適切な介護方法などについて養護者・家族等に理解されるような取組みを行っていくことが必要です。

本区では、認知症に対する正しい理解促進を目指し、一般区民、小中学生、区役所職員を対象に認知症サポーターの養成を進めていきます。

事業目標	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
認知症サポーターの養成講座	42 回 (1200 人)	47 回 (1400 人)	52 回 (1600 人)

※（ ）内は認知症サポーターの養成人数

②早期発見・相談体制を充実させる

(a) ネットワーク関係者への研修（高齢者支援課）

高齢者虐待の、早期発見、迅速な対応につなげるためには、定期的に研修会を実施し、高齢者虐待の知識と理解を深めていくことが大切です。

本区では、区役所の関係各課職員、介護サービス事業者、民生委員などへの研修会を定期的に行っています。

事業目標	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
ネットワーク関係者への研修	2 回 (150 人)	2 回 (150 人)	2 回 (150 人)

③高齢者の安全・安心を確保する

(a) シェルターの設置（高齢者支援課）

高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳を保持する上で高齢者の虐待を防止することは極めて重要です。とりわけ、虐待を受けている高齢者が緊急避難できるよう、シェルターの設置が不可欠となっています。

本区では、虐待を受けて緊急に保護を要すると認められた高齢者を安全場所を確保するため、シェルターを設置します。

保護された高齢者に対しては、心理的外傷を取り除き、今後の自立につながるため、専門の資格を有する相談員（カウンセラー等）を派遣するなど心のケアを行います。

なお、このシェルターは徘徊高齢者の一時保護施設としても活用しています。

事業目標	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
シェルターの設置 (1 か所)	継続	継続	継続

(b) 養護老人ホームへの緊急入所措置（高齢者支援課）

虐待を受けて緊急に保護を要すると認められた高齢者を安全な場所を確保するため、養護老人ホームへの緊急入所を行います。

事業目標	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
緊急入所措置	継続	継続	継続

(c) やむを得ない措置の実施（高齢者支援課）

虐待などの理由により、契約によって必要な介護サービスをうけることが難しい65歳以上の高齢者を特別養護老人ホーム等に措置をし、サービスの利用に結びつけます。

事業目標	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
やむを得ない措置	継続	継続	継続

④ 養護者等を支援する

高齢者虐待防止・養護者支援法は、虐待されている高齢者への救済だけでなく、養護者への支援も規定しています。

虐待は、養護者が精神的、身体的、経済的に疲弊した中で起きます。そのため、高齢者虐待を防止するためには、養護者のストレスを解消したり、介護保険制度をはじめ、様々なサービスや制度等の活用、さらに、新たに介護負担の軽減をする施策を展開することが重要です。

(a) 一時介護事業の実施（高齢者支援課）

養護者のストレスの解消や介護負担を軽減するための一時介護事業を定期的、計画的に利用することにより、養護者による高齢者虐待を防止することができると考えられます。

そのために介護から離れられずにいるご家族を、一時的に、一定の期間、高齢者の介護から解放する事によって日頃の心身の疲れを回復し、ほっと一息つけるようにするため、休息や外出などの私的理由による一時介護事業を実施します。

事業目標	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
一時介護事業の実施 (延べ)	48 人	48 人	48 人

(b) ショートステイ事業の実施（高齢者支援課）

介護をしている養護者の日頃の心身の介護疲れの回復を目的に、特別養護老人ホーム等へ高齢者を一定期間お預かりします。

事業目標	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
ショートステイ事業の実施（延べ）	84 人	84 人	84 人

(c) 夜間対応型訪問介護・随時訪問介護（介護保険課）

夜間の排せつ介助や薬の服用は、養護者にとって大きな負担であり、介護疲れの大きな要因となっています。本区では、平成 18 年度から介護保険の地域密着型サービスとして、夜間対応型訪問介護を実施しています。要介護 1 以上の高齢者を対象に、夜間の定期訪問・通報による随時訪問介護を実施するサービスです。平成 21 年度からは、区独自サービスとして夜間対応型訪問介護に登録した方を対象に、昼間についても通報による随時訪問介護を提供しています。（24 時間訪問介護支援）

事業目標	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
夜間対応型訪問介護 及び随時訪問介護の 実施 (1 か所)	1,055 回 (88 人)	1,348 回 (112 人)	1,722 人 (144 人)

(d) 心のケア事業の実施（高齢者支援課）

高齢者虐待のメカニズムはまだよくわからない部分がたくさんあります。なぜ、虐待をしてしまうのか。この問題は大きな課題であります。

虐待を受けた高齢者の保護や養護者の負担軽減策だけではなく、虐待をしてしまう可能性の高い養護者へのメンタルケアも大事な要素となってきます。そのために、養護者からの相談を積極的に受け止め、心のケア事業実施することにより、養護者のストレスをなくしていく取り組みを行っていきます。

事業目標	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
心のケア事業の実施	10 人	10 人	10 人

(e) 24時間電話相談の実施（高齢者支援課）

虐待を早期に発見し、深刻化を防ぐためにも、虐待を受けている高齢者自身や養護者が気軽にいつでも相談できる環境を整備することが求められています。

高齢者虐待は家庭の中で行われることが多く、虐待している人は虐待をしているという認識がなかったり、虐待を受けている高齢者は虐待をしている家族をかばって、虐待の事実を訴えない傾向があります。

葛飾区では、相談体制の充実を図るために、平成 18 年 11 月 1 日より、虐待に関する相談を受ける 24 時間電話相談事業を開始しています。

平成 21 年度からは、対象を拡大し、介護などに関する相談を「介護ほっと 24 時間電話」で受け付けています。

事業目標	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
相談件数	72 件	72 件	72 件

⑤ チームアプローチを強化する（高齢者支援課）

(a) 高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会の開催

高齢者虐待には、家族や本人が問題を重複して抱えていることも少なくないことから、高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会の開催をはじめ、区役所関係各課や医療機関、介護サービス事業者などの関係機関に事業の周知と連携を強化します。

事業目標	平成 24 度	平成 25 年度	平成 26 年度
ネットワーク運営委員会	3 回	3 回	3 回

(b) 地域ケア会議の実施

虐待ケースの支援に関して、関係職種の情報共有を図り、関係者の連携を築くために、地域包括支援センターの主催による地域ケア会議を実施します。

事業目標	平成 24 度	平成 25 年度	平成 26 年度
地域ケア会議	継続	継続	継続

(c) 研修会、事例検討会

区役所内の関係各課職員、地域包括支援センター職員、介護サービス事業の従事者などに対し、よりよい協力関係、相互の役割の理解とスキルアップのため、研修会や事例検討会を行います。

事業目標	平成 24 度	平成 25 年度	平成 26 年度
研修会・事例検討会	1 回	1 回	1 回

資料について、厚生労働省H22 調査結果がまだ発表されていないため空欄となっている。また、文章内のデータについても最新調査結果に書き換える予定。

第4部 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

第1章 養介護施設従事者による高齢者虐待の実態

厚生労働省発表の「平成21年度高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援などに関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」(平成22年11月22日発表)によると、平成21年度の養介護施設従事者による高齢者虐待に関する相談・通報の総数は、408件です。

そのうち虐待の事実が認められたのは、76件でした。

(1) 高齢者虐待の概要

①相談・通報者

通報の割合は、平成21年度をみると全国では、当該施設職員が30.1%と多く、次に家族・親族25.7%、当該施設元職員が12.5%となっています。

相談・通報者

全国

	21年度		22年度	
	件数	割合	件数	割合
当該施設職員	123	30.1%		
家族・親族	105	25.7%		
当該施設元職員	51	12.5%		
介護支援専門員	16	3.9%		
都道府県から連絡	38	9.3%		
本人	14	3.4%		
医師	2	0.5%		
国民健康保険団体連合会	1	0.2%		
その他	61	15.0%		
不明(匿名含む)	41	10.0%		
合計	453	100.0%		
実相談件数	408			

葛飾区

	21年度件数	22年度件数
当該施設職員	0	1
本人	1	0
合計	1	1
実相談件数	1	1

※小数点第2位以下は四捨五入。

※相談・通報者は重複して計上している。

(2) 虐待のあった養介護施設および従事者の概要

①施設・事業所の種別

虐待の事実が認められた施設・事業所は、平成 21 年度をみると全国では、特別養護老人ホームが 30.3%、認知症対応型共同生活介護が 22.4% となっています。

虐待のあった養介護施設の概要

全国

	21年度		22年度	
	件数	割合		
特別養護老人ホーム	23	30.3%		
介護老人保健施設	11	14.5%		
介護療養型医療施設	2	2.6%		
認知症対応型共同生活介護	17	22.4%		
有料老人ホーム	7	9.2%		
小規模多機能型居宅介護	2	2.6%		
軽費老人ホーム	1	1.3%		
養護老人ホーム	2	2.6%		
短期入所施設	3	3.9%		
訪問介護、訪問入浴介護	3	3.9%		
老人デイサービスセンター	2	2.6%		
特定施設入居者生活介護	3	3.9%		
合計	76	100.0%		

葛飾区

	21年度件数	22年度件数
特別養護老人ホーム	0	1
介護老人保健施設	0	0
養護老人ホーム	0	0
短期入所施設	1	0
老人デイサービスセンター	0	0
合計	1	1

※小数点第2位以下は四捨五入。

(参考)全国：厚生労働省発表「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援などに関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」

第2章 養介護施設従事者等による高齢者虐待防止等のための措置

高齢者虐待防止・養護者支援法は、在宅の高齢者だけでなく、養介護施設等を利用する高齢者に対する、施設の職員等からの虐待を防止することも定めています。

養介護施設従事者等による虐待を防止するためには、職員等に対する虐待防止に関する研修の実施とともに、養介護施設の利用やサービスにおける利用者等からの苦情処理体制の整備が不可欠です。

現行の苦情処理制度として、厚生労働省の発した「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情対応の仕組みについて（指針）」に基づいて設置されている『第三者委員』や、都道府県社会福祉協議会の設置による、利用者からの苦情を解決する機関としての『福祉サービス運営適正化委員会』があります。また、国民健康保険団体連合会では、介護保険法に基づき、事業者の提供するサービスに関する苦情などを受け付ける事業をおこなっています。

さらに、本区では、福祉サービスに関する苦情を公正・中立な立場で調整する「福祉サービス苦情調整委員」制度を設けており、養介護施設等利用者及び家族等からの苦情に対応しています。また、養介護施設等を定期的に訪問し、利用者からのサービスについての不満や不安を聞き取り、施設との橋渡しを行うことで苦情を未然に防ぎ、サービスの向上を図る「介護相談員」事業を実施するなど、養介護施設従事者等による高齢者虐待の発見・予防のための措置を講じております。

第3章 養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等

養介護施設従事者等による虐待を防止するため、養介護施設従事者等が勤務先において、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合の通報義務を規定しました。区は、この通報を受けた場合には、区単独若しくは都などと協力して、養介護施設等に対して事実確認等の調査を実施します。

また、区は、①養介護施設等の名称、所在、種別、②虐待を受けたと思われる高齢者の性別、年齢、③虐待の種別、内容、発生要因などを、都に報告します。

第4章 養介護施設等の適正な運営の確保のための取組み

養介護施設等の適正な運営を確保するため、都との連携による指導の強化に努めます。また、地域密着型サービス事業者については、区に事業者指定・運営指導の権限があるので、人員配置基準が守られているか、良好なケアがなされているか、適正な給付が行われているか等を確認するため、定期的な事業者指導や立入調査等を実施します。

また、サービスの質の確保を図るため、第三者が一定の基準に基づき、評価を行う「福祉サービス第三者評価」の受審を引き続き促進してまいります。

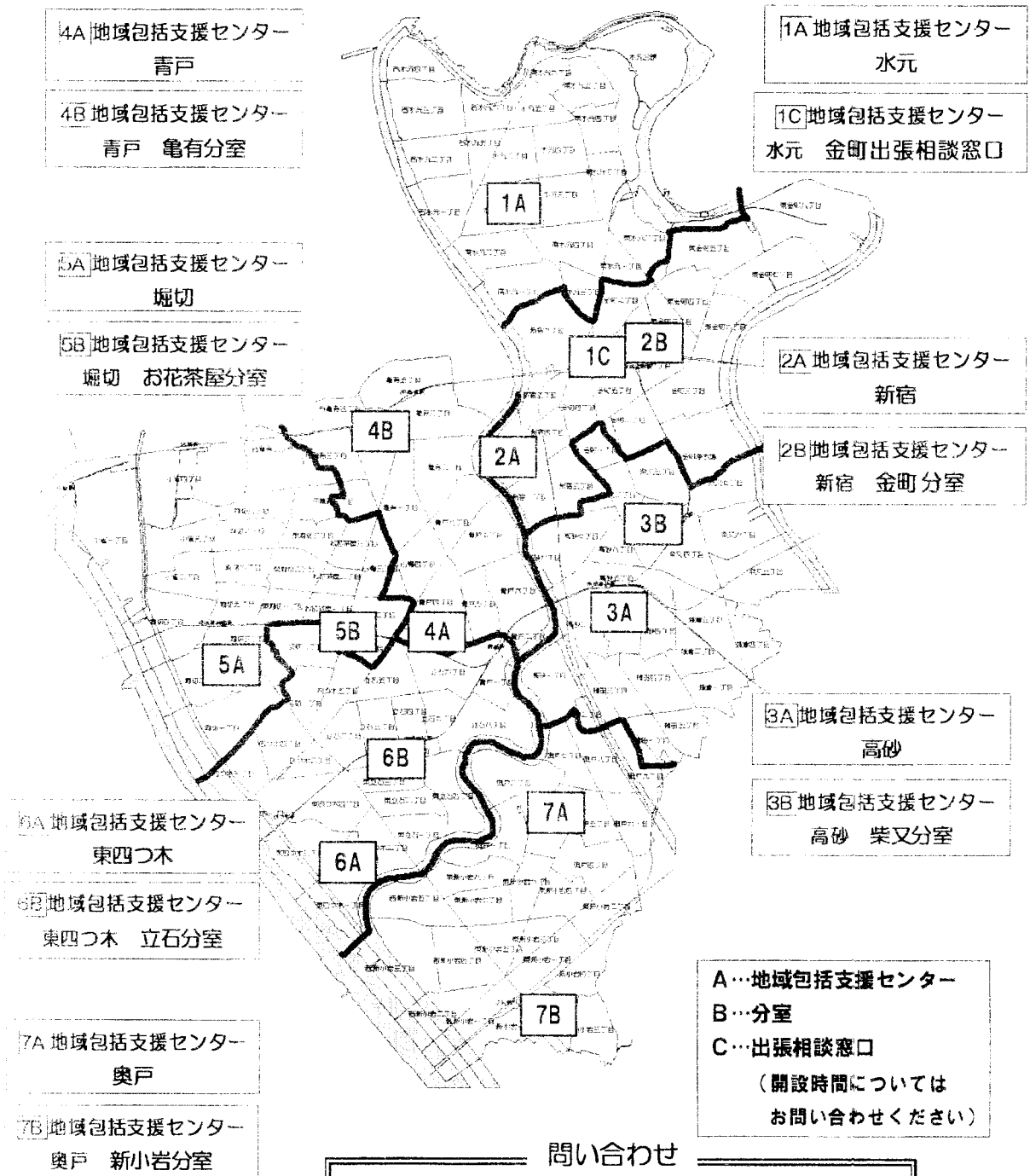
第5部 資料編

1 地域包括支援センター担当地域一覧

(平成23年11月1日～)

1A 地域包括支援センター 水元 (水元1-26-20) 電話 3826-2419 FAX 3826-2364	4A 地域包括支援センター 青戸 (青戸3-13-19) 電話 5629-5719 FAX 5629-5718
1C 地域包括支援センター水元 金町出張相談窓口 (東金町1-22-1金町地区センターロビー) 町丁 街区番号 水元 全域 1丁目 1~18 東水元 2丁目 5~19、23~41 3~6丁目 全域 西水元 全域 南水元 全域 水元公園 2~8	町丁 街区番号 2丁目 4~6、7(3~7)、8~22 3丁目 1~17、19 青戸 4、5丁目 全域 6丁目 1(4~13)、2~41 7、8丁目 全域 白鳥 3丁目 3~12、17~23 4丁目 全域
2A 地域包括支援センター 新宿 (新宿2-16-4) 電話 3826-8726 FAX 3826-8725 町丁 街区番号 1、2丁目 全域 新宿 3丁目 1~28 4~5丁目 全域 金町 1丁目 19~22 2~6丁目 全域 金町公園 全域	4B 地域包括支援センター青戸 亀有分室 (亀有4-40-6) 電話 6240-7630 FAX 6240-7638 町丁 街区番号 亀有 全域 1丁目 21~33 西亀有 2丁目 53~54 3丁目 8~14、21~32、34~43 4丁目 全域
2B 地域包括支援センター新宿 金町分室 (東金町1-36-1-108) 電話 3826-5031 FAX 3826-5032 町丁 街区番号 新宿 6丁目 全域 東金町 全域 東水元 1丁目 19 2丁目 1~4、20~22 水元公園 1	5A 地域包括支援センター 堀切 (堀切2-66-17) 電話 3697-7815 FAX 3697-7862 5B 地域包括支援センター堀切 お花茶屋分室 (白鳥1-12-20石倉ビル1階) 電話 5671-2471 FAX 5671-2472 町丁 街区番号 堀切 1丁目 2~42 2~8丁目 全域 宝町 1丁目 3~5 小菅 全域 1丁目 1~20 西亀有 2丁目 1~52、55~60 3丁目 1~7、15~20、33 お花茶屋 全域 白鳥 1、2丁目 全域 3丁目 1~2、13~16、24~32 東堀切 全域
3A 地域包括支援センター 高砂 (高砂3-27-12) 電話 5889-8600 FAX 5889-8601 町丁 街区番号 高砂 1~4丁目 全域 鎌倉 全域 細田 全域	6A 地域包括支援センター 東四つ木 (東四つ木2-27-1) 電話 5698-2204 FAX 5698-2170 町丁 街区番号 東四つ木 全域 四つ木 全域 東立石 全域 堀切 1丁目 1
3B 地域包括支援センター高砂 柴又分室 (柴又1-47-7-102) 電話 5876-9531 FAX 5876-9532 町丁 街区番号 高砂 5~8丁目 全域 柴又 全域 金町 1丁目 1~13、23 新宿 3丁目 29~33	6B 地域包括支援センター東四つ木 立石分室 (立石1-9-12-102) 電話 6657-6140 FAX 6657-6141 町丁 街区番号 立石 全域 青戸 1丁目 全域 2丁目 1~3、7(1~2、8~17) 3丁目 20~41 6丁目 1(1~3、14~17) 宝町 1丁目 1~2、6~27 2丁目 全域
7A 地域包括支援センター 奥戸 (奥戸3-25-1) 電話 5670-5212 FAX 5670-1489 7B 地域包括支援センター奥戸 新小岩分室 (新小岩2-10-15-104) 電話 5879-9328 FAX 5879-9329 町丁 街区番号 東新小岩 西新小岩 全域 新小岩 奥戸	

地域包括支援センター担当地域



問い合わせ

葛飾区役所 高齢者支援課 高齢者相談係
住所 立石5-13-1 葛飾区役所 2階
電話 5654-8257 FAX 5698-1531

2 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

(平成十七年十一月九日法律第百二十四号)

第1章 総則

第1条 (目的)

この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

第2条 (定義)

- 1 この法律において「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 2 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であつて養介護施設等（第5条第1号の施設の業務に従事する者及び同項第2号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。）以外のものをいう。
- 3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいふ。
- 4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいふ。
 - イ 養護者がその養護する高齢者について行う次に掲げる行為。
 - イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
 - ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。
 - ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
 - ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
 - ロ 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。
- 5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。
 - イ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設若しくは同

法第29条第1項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第20項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第24項に規定する介護老人福祉施設、同条第25項に規定する介護老人保健施設、同条第26項に規定する介護療養型医療施設若しくは司法第115条の39第1項に規定する地域包括支援センター（以下「養介護施設」という。）の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為

- イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

- 二 老人福祉法第5条の2第1項に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法第8条第1項に規定する居宅サービス事業、同条第14項に規定する地域密着型サービス事業、同条第21項に規定する居宅介護支援事業、同法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業、同条第14項に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは同条第18項に規定する介護予防支援事業（以下「養介護事業」という。）において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為

第3条（国及び地方公共団体の責務等）

- 1 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体との連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員等の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵害事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

第4条（国民の責務）

国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

第5条（高齢者虐待の早期発見等）

- 1 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。
- 2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

第6条（相談、指導及び助言）

市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

第7条（養護者による高齢者虐待に係る通報等）

- 1 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
- 2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。
- 3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第8条

市町村が前条第1項若しくは第2項の規定による通報又は次条第1項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

第9条（通報等を受けた場合の措置）

- 1 市町村は、第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第16条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「高齢者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。
- 2 市町村又は市町村長は、第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第20条の3に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第10条の4第1項若しくは第11条第1項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第32条の規定により審判の請求をするものとする。

第10条（居室の確保）

市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第10条の4第1項第3号又は第11条第1項第1号若しくは第2号の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

第11条（立入調査）

- 1 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第115条の39第2項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。
- 2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第12条（警察署長に対する援助要請等）

- 1 市町村長は、前条第1項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。
- 2 市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応

じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

3 警察署長は、第1項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

第13条（面会の制限）

養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第11条第1項第2号又は第3号の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

第14条（養護者の支援）

- 1 市町村は、第6条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

第15条（専門的に従事する職員の確保）

市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

第16条（連携協力体制）

市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、介護保険法第115条の39第3項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

第17条（事務の委託）

- 1 市町村は、高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、第6条の規定による相談、指導及び助言、第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は第9条第1項に規定する届出の受理、同項の規定による高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事

実の確認のための措置並びに第14条第1項の規定による養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は一部を委託することができる。

- 2 前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 3 第1項の規定により第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は第9条第1項に規定する届出の受理に関する事務の委託を受けた高齢者虐待対応協力者が第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は第9条第1項に規定する届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた高齢者虐待対応協力者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

第18条（周知）

市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は第9条第1項に規定する届出の受理、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する事務についての窓口となる部局及び高齢者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局及び高齢者虐待対応協力者を周知させなければならない。

第19条（都道府県の援助等）

- 1 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。
- 2 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

第3章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

第20条（養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置）

養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に人所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

第21条（養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等）

- 1 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業（当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。）において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
- 2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
- 3 前2項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。
- 4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができる。
- 5 第18条の規定は、第1項から第3項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。
- 6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項から第3項までの規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。
- 7 養介護施設従事者等は、第1項から第3項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第22条

- 1 市町村は、前条第1項から第3項までの規定による通報又は同条第4項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事項を、当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護施設又は当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護事業の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。
- 2 前項の規定は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市及び同法第252条の22第1項の中核市については、厚生労働省令で定める場合を除き、適用しない。

第23条

市町村が第21条第1項から第3項までの規定による通報又は同条第4項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条第1項の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県

の職員についても、同様とする。

第24条（通報等を受けた場合の措置）

市町村が第21条第1項から第3項までの規定による通報若しくは同条第4項の規定による届出を受け、又は都道府県が第22条第1項の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。

第25条（公表）

都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第4章 雑則

第26条（調査研究）

国は、高齢者虐待の事例の分析を行うとともに、高齢者虐待があった場合の適切な対応方法、高齢者に対する適切な養護の方法その他の高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に資する事項について調査及び研究を行うものとする。

第27条（財産上の不当取引による被害の防止等）

- 1 市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者と行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。
- 2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、老人福祉法第32条の規定により審判の請求をするものとする。

第28条（成年後見制度の利用促進）

国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知の

ための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

第5章 罰則

第29条

第17条第2項の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条

正当な理由がなく、第11条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、30万円以下の罰金に処する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、平成18年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 高齢者以外の者であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。
- 3 高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

3 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則

(平成十八年三月三十一日厚生労働省令第九十四号)

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第百二十四号）第二十二條の規定に基づき、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則を次のように定める。

(市町村からの報告)

第1条

市町村は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第百二十四号。以下「法」という。）第二十一條第一項から第三項までの規定による通報又は同條第四項の規定による届出を受け、当該通報又は届出に係る事実の確認を行った結果、養介護施設従事者等による高齢者虐待（以下「虐待」という。）の事実が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合には、次に掲げる事項を当該虐待に係る法第二條第五項第一号に規定する養介護施設又は同項第二号に規定する養介護事業の事業所（以下「養介護施設等」という。）の所在地の都道府県に報告しなければならない。

- 一 養介護施設等の名称、所在地及び種別
- 二 虐待を受けた又は受けたと思われる高齢者の性別、年齢及び要介護状態区分（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七條第一項に規定する要介護状態区分をいう。）又は要支援状態区分（同條第二項に規定する要支援状態区分をいう。）その他の心身の状況
- 三 虐待の種別、内容及び発生要因
- 四 虐待を行った養介護施設従事者等（法第二條第二項に規定する養介護施設従事者等をいう。以下同じ。）の氏名、生年月日及び職種
- 五 市町村が行った対応
- 六 虐待が行われた養介護施設等において改善措置が採られている場合にはその内容

(指定都市及び中核市の例外)

第2条

法第二十二條第二項 の厚生労働省令で定める場合は、養介護施設等について法第二十一條第一項 から第三項 までの規定による通報又は同條第四項 の規定による届出があった場合とする。

(都道府県知事による公表事項)

第3条

法第二十五條 の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 虐待があった養介護施設等の種別
- 二 虐待を行った養介護施設従事者等の職種

附 則

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成十八年五月九日厚生労働省令第一一九号)

この省令は、公布の日から施行する。

4 葛飾区高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会設置要綱

18葛福高第268号

平成18年5月1日

(設置)

第1条 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成18年4月1日施行)に基づき連携協力体制を確保するため、葛飾区高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 運営委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 葛飾区高齢者虐待防止計画に関すること。
- (2) 高齢者虐待防止ネットワークに関すること。
- (3) その他、運営委員会で必要と認める事項に関すること。

(構成)

第3条 運営委員会は、区長が委嘱する次に掲げる委員をもって構成する。

(1) 学識経験者	2名以内
(2) 医師	1名
(3) 弁護士	1名
(4) 自治町会連合会代表	1名
(5) 民生委員児童委員	1名
(6) 警察署職員	2名
(7) 権利擁護センターばあとなあ東京代表	1名
(8) ケア・マネジャー	1名
(9) 訪問介護員	1名
(10) 訪問看護員	1名
(11) 通所介護員	1名
(12) 特別養護老人ホーム相談員	1名
(13) 医療ソーシャルワーカー	1名
(14) 社会福祉協議会	1名
(15) 地域包括支援センター社会福祉士	7名
(16) 保健所長	1名
(17) 福祉部長	1名

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 運営委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。
委員長は、運営委員会を代表し、会務を総理する。

(招集)

第6条 運営委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、必要と認められる者を招集し、意見を聞き、または資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 運営委員会に、特定の事項の調査及び検討を行うための部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 運営委員会の庶務は、福祉部高齢者支援課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付則

この要綱は、平成18年5月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成19年4月2日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

付則

この要綱は、平成21年4月21日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

付則

この要綱は、平成21年8月14日から施行する。

付則

この要綱は、平成23年5月31日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

5 高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会委員

選出分野	所 属	役 職	氏 名
学識経験者	関東学院大学	教授	◎副 田 あけみ
学識経験者	埼玉県立大学	准教授	○梅 崎 薫
医師	葛飾区医師会	理事	●野 崎 琢 史
弁護士	東京弁護士会 新都総合法律事務所	弁護士	●笠 原 健 司
自治町会連合会代表	四つ木地区連合町会	会長	浦 岡 秀 次
民生委員児童委員	葛飾区民生委員児童委員協議会	会長職務代理	木 村 甚 勇
警察署職員	葛飾警察署生活安全課防犯係	警部補	川 良 進
警察署職員	亀有警察署生活安全課	課長	宮 内 進 二
権利擁護センター ばあとなあ東京 代表	東京社会福祉士会	ばあとなあ東京運営 委員	●小 幡 秀 夫
ケアマネジャー	堀切中央病院 居宅介護支援事業所	ケアマネジャー	●山 崎 千 賀 子
訪問介護員	ひなたぼっこ在宅介護サービス 金町	管理者	丸 田 久 美 子
訪問看護員	東京愛育苑 訪問看護ステーション	所長	池 田 和 恵
通所介護員	みのりの里	施設長	●坂 本 茂 樹
特別養護老人ホーム相談員	癒しの里 亀有	生活相談員	中 村 健 一 郎
医療ソーシャルワーカー	医療社会事業協会 東部地域病院	医療 ソーシャルワーカー	前 島 真 理 子
社会福祉協議会	社会福祉協議会企画総務課	主事	浅 利 明 子
地域包括支援センター社会福祉士	地域包括支援センター水元	社会福祉士	青 木 彩
地域包括支援センター社会福祉士	地域包括支援センター新宿	社会福祉士	●金 杉 宏 敬
地域包括支援センター社会福祉士	地域包括支援センター高砂	社会福祉士	浅 田 洋 平
地域包括支援センター社会福祉士	地域包括支援センター青戸	社会福祉士	●新 美 育 子
地域包括支援センター社会福祉士	地域包括支援センター堀切	社会福祉士	青 木 千 鶴 子
地域包括支援センター社会福祉士	地域包括支援センター東四つ木	社会福祉士	上 島 鉄 也
地域包括支援センター社会福祉士	地域包括支援センター奥戸	社会福祉士	高 倉 望
保健所長	葛飾区 保健所	所長	細 川 えみ子
福祉部長	葛飾区 福祉部	部長	丹 保

◎委員長 ○策定部会会長 ●策定部会員

	所 属	役 職	氏 名
事務局	高齢者支援課	課長	佐々木 久 治
事務局	高齢者支援課管理係	係長	佐 藤 智 洋
事務局	高齢者支援課高齢者相談係	係長	芳 賀 清 泰
事務局	高齢者支援課高齢者相談係	主査	櫻 井 恵 子
事務局	高齢者支援課高齢者相談係	主事	久 保 美 佳

6 葛飾区高齢者虐待防止ネットワーク庁内連絡会設置要綱

18葛福高第 268 号

平成 18 年 5 月 1 日

(設置)

第1条 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成 18 年 4 月 1 日施行)に基づき連携協力体制を確保するため、葛飾区高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置し、それを円滑に進めるために葛飾区高齢者虐待防止ネットワーク庁内連絡会(以下「庁内連絡会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 庁内連絡会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 葛飾区高齢者虐待防止計画に関すること。
- (2) 運営委員会での協議内容について。
- (3) その他、庁内連絡会で必要と認められた事項に関すること。

(構成)

第3条 庁内連絡会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- ① 福祉部長
- ② 政策企画課長
- ③ 人権推進課長
- ④ 地域振興課長
- ⑤ 福祉管理課長
- ⑥ 介護保険課長
- ⑦ 西生活課長
- ⑧ 東生活課長
- (9) 金町保健センター所長

(任期)

第4条 委員の任期は、1 年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第5条 庁内連絡会に座長を置き、座長は福祉部長とする。座長は庁内連絡会を代表し、会務を総理する。

(招集)

第6条 庁内連絡会は座長が招集する。

座長は、必要があると認めるときは、必要と認められる者を招集し、意見を聞き、または資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 庁内連絡会に、特定の事項の調査及び検討を行うための部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 庁内連絡会の庶務は、福祉部高齢者支援課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、庁内連絡会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

付 則

この要綱は、平成18年5月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年9月17日から施行する。

(経過措置)

2 平成20年度の委員の任期は、改正後の第4条の規定にかかわらず、平成20年9月17日から平成21年3月31日とする。

付 則

この要綱は、平成23年5月31日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成23年8月31日から施行する。

7 葛飾区高齢者虐待防止ネットワーク庁内連絡会メンバー表

所属	氏名
福祉部長	丹 保
政策企画課長	小 林 宣 貴
人権推進課長	蓮 池 慎 治
地域振興課長	駒 井 亜 子
福祉管理課長	酒 井 威
介護保険課長	池 嶋 雅 人
西生活課長	横 山 雄 司
東生活課長	川 上 鉄 夫
金町保健センター所長	藤 川 眞 理 子

事務局

高齢者支援課長	佐々木 久 治
管理係長	佐 藤 智 洋
高齢者相談係長	芳 賀 清 泰
高齢者相談係主査	櫻 井 恵 子
高齢者相談係員	久 保 美 佳

